

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第13巻 第8号(通巻500号) 2014.7

非財務情報開示と統合報告

信用金庫論— 制度論としての整理 —

実質成長率は、14年度0.7%、15年度1.2%と予測
— 消費税増税の影響で個人消費と住宅投資が減速 —

信用金庫の定期積金の動向

信用金庫の医療・福祉向け貸出の動向

信用金庫の「個人による貸家業」向け貸出(アパートローン)の動向

地域・中小企業関連経済金融日誌(5月)

統計



信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	清水啓典	一橋大学名誉教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授
委員	川波洋一	九州大学大学院 経済学研究院教授
委員	鹿野嘉昭	同志社大学 経済学部教授
委員	首藤 恵	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当: 竹村、品田、中西)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2014年7月号 目次

	非財務情報開示と統合報告	2
	信金中金月報掲載論文 編集委員 首藤 恵 (早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授)	
シリーズ	信用金庫論 - 制度論としての整理 -	村本 孜 4
調 査	実質成長率は、14年度0.7%、15年度1.2%と予測 - 消費税増税の影響で個人消費と住宅投資が減速 -	角田 匠 30
統計トピックス	信用金庫の定期積金の動向	刀禰和之 42
	信用金庫の医療・福祉向け貸出の動向	刀禰和之 45
	信用金庫の「個人による貸家業」向け貸出 (アパートローン)の動向	刀禰和之 48
	地域・中小企業関連経済金融日誌 (5月)	52
信金中金だより	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録 (5月)	56
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	57

非財務情報開示と統合報告

信金中金月報掲載論文 編集委員

首藤 恵

(早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授)

財務情報のみで投資判断や融資判断をする運用専門家や金融機関は、実際のところ多くはないだろう。財務情報は一定期間における企業活動の実績であり、企業活動の今後の動向を示唆する重要な判断材料の一つであることは間違いがない。だが、投資や融資の際に必要なのは、企業が生み出す将来の価値やリスクに関する評価であり、過去の実績として会計的に捉えられた財務情報だけでは、将来の不確実性を十分に把握することはできないからである。貸出審査に際して、金融機関は借入企業を訪問し企業の実態や経営者の資質を目で見て判断しようとし、アナリストは経営者にインタビューして、ブランド価値、人的資源や潜在的技術力、経営者の資質・器量など、目に見えない要素を織り込んでリスクやリターンを評価しようとするのは、いわば当然のことであろう。

知的財産や人的能力、ブランドや顧客満足、組織のガバナンスや社会からの信頼は、企業が保有する「無形資産」であり、競争力の源泉である。だが、技術の高度化や企業活動の複雑化と広がりとともに、投資や融資の判断に必要な目に見えない企業資源についての評価は難しくなり、情報を個別にとっていくことの負荷は、急速に高まってきたといえるだろう。企業のグローバル競争と技術革新の進展は、世界規模で飛躍的な経済成長と物的豊かさをもたらしてきた半面、企業活動が生み出す外部不経済や影響の連鎖は飛躍的に大きくなった。他方で、社会の成熟化と情報ネットワークの拡大は、安心・安全や、地球環境人権問題に関する一般の意識を高め、企業活動はサプライチェーンを含めて厳しい評価にさらされるようになった。財務情報開示のみでは企業価値の評価に十分に対応できなくなっており、投資家サイドから非財務情報の開示を求める動きが今ほど高まったことはない。

こうした企業活動の非財務的側面に関する市場や社会の懸念が、企業の資金調達の際のリスク・プレミアムや取引コストを増幅し、経営の成長や持続性にも影響を与えかねないことを、多くの企業は認識をし始めている。望まれている情報を迅速に感知し、積極的に開示しないことが、融資や投資判断を歪め企業活動のリスクとなる。ファイナンス研究の分野では、無形資産と株式価値との関連、資本コストや債務不履行リスクと企業活動の非財務的側面（社会・環境・ガバナンス）との関連は、重要な研究テーマとなっている。

実際、企業活動のリスクを負うのは有限責任である株主だけではない。とくに企業活動や商品の安心・安全、環境負荷に関するリスクは、結局のところ利用者や社会も負わざるをえないのである。社会や利用者の信頼や評判は、市場の評価に跳ね返り株主利益を左右する。そうした認識が、今、情報開示の在り方を根本的に変えつつある。

情報開示は、市場における投資家の的確な判断を促し投資家の利益を守るだけでなく、市場メカニズムを通じて社会におけるリスクや資金を適切に配分するための基盤である。その大前提は、開示する情報が正しいこと（あるいは誤って認識されないこと）、適時的確に開示されることである。企業の見えない資産をどのようにとらえるか、どのような形で企業価値の評価に結び付く情報として提供するか。

数値でとらえにくい情報であるほど、会計の枠組みの中で目に見えない資産を「見える化」するには限界がある。社会の変化に対応して会計や情報開示にかかわる制度改革は必要だが、制度は実体の変化に遅れがちであるし、制度化に過度に期待すれば個別的で柔軟な対応をむしろ阻む要因になりかねない。社会や市場で適正な評価を受けるためには、企業の積極的かつ自主的な開示が不可欠である。そのためには、どのような情報が要請されているかについて、企業サイドの情報に対する敏感さが最も重要であろう。

わが国ではすでに、相当数の企業がCSR報告書や環境報告書を出している。その内容は多様であり、その企業活動が社会や環境に与える影響をどのように認識しているか、企業価値や持続可能性についてどのような考えに立つか、こうした点についての会社の方針が明確ではないために、単に非財務的側面に関する情報を羅列しているように見える報告も少なくない。何よりも、企業価値や持続可能性との関連で比較可能ではないために、投資や融資の判断への利用が難しいと言われてきた。

世界の動向に目を向ければ、ここ数年、財務報告と非財務報告を統合して情報を開示する「統合報告」に向けて議論が高まり、ヨーロッパを中心に法制度化や取引所ルール化が進められている国もある。日本でもこの1、2年、統合報告について関心が高まっており、法制化を求める意見もある。日本では誤解が多いのだが、統合報告は財務情報と非財務情報の単なる併記ではない。企業価値に結びつく多面的な情報の関係を明確にして適切な投資判断を促すという点にある。仮に制度化やルール化の方向に行ったとしても、積極的な情報提供ではなくコンプライアンスという視点で統合報告が作られるとすれば、本来の意義がむしろ薄れることになる。

企業の情報開示の本来の目的は、市場で適切な評価を受けるための情報提供である。企業活動が多様化し社会の要請が変化する中で、それに適合した企業の情報発信が経営を左右すると考えるべきである。金融機関や投資家にとって、そうした情報開示に関する企業の姿勢こそが、企業価値の判断材料になるのではないだろうか。

信用金庫論

－ 制度論としての整理 －

成城大学教授

村本 孜

【第3部】信用金庫の特徴

6. 信用金庫の税制

[6.1] 法人税制

- (1) 現行法制
- (2) 歴史的整理
〔信用金庫法制定前〕
〔信用金庫の軽減税制〕
- (3) 軽減税制の根拠
〔内部留保の充実〕
〔基本理念：相互扶助・非営利・地域密着型金融〕

[6.2] 諸外国の税制

- (1) 税制優遇のケース
〔イタリア〕
〔スペイン〕
〔ポルトガル〕
〔イギリス〕
〔アメリカ〕
- (2) 日本の場合

7. 相互組織

[7.1] 相互扶助組織としての相互会社

- (1) 相互会社形態
- (2) 相互会社の基本的属性の意味
- (3) 相互会社の税制

[7.2] 相互会社の株式会社化

- (1) 相互組織の株式会社化（ディミューチュアリゼーション）
- (2) 生保相互会社の組織変更
- (3) 株式会社化
- (4) 「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」 [1999.7.6] に関連して

[7.3] 持株相互会社

- (1) 持株相互会社
- (2) 持株相互会社の課題

[7.4] 日本での株式会社化

- (1) 相互会社の株式会社化
- (2) 日本の協同組織金融機関の株式会社化

[7.5] 株式会社化の課題

- (1) ウィンドフォールの発生
- (2) S&Lの株式会社化の問題
- (3) 生保株式会社の存在の意義

6. 信用金庫の税制

[6.1] 法人税制

(1) 現行法制

協同組織金融機関の税制上の軽減措置が必要な理由は、一面では組織論としての協同組織形態であることに由来し、法人税法上の規定による。法人税法（2011年改正）は、第66条で「各事業年度の所得に対する法人税の税率」を規定しているが、その第1項では、「内国法人である普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の25.5の税率を乗じて計算した金額とする。」とし、その第3項では、軽減税率を規定し^{(注)48}、「公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の19の税率を乗じて計算した金額とする。」としている。協同組織金融機関は、同法別表3でこの規定に従う協同組合として規定されており、本則で軽減税率が定められている^{(注)49}。したがって、協同組織金融機関の税制問題は一面で組織論ないし法人形態論に

よるものなのである。この組織論というのは公益法人又は協同組合等と併記されていることで明らかなように非営利法人であることによる^{(注)50}。

ただし、協同組織だから軽減税制適用というのでは短絡的な議論になる。軽減税制によって果たすべき協同組織としてのミッションの実現があってこそ、正当化されるべきである。協同組合とは独禁法第22条にあるように、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」がミッションである。このミッションを果たさなければ、協同組織とはいえない。さらに、協同組織だから税制の軽減措置が必然というわけでもなく、協同組合の定着しているEU諸国では軽減税制は撤廃されている事例も多いのである^{(注)51}。

税制上の軽減措置について、2009年の協同金WGでは本格的な論議は少なかった。協同組織形態を採る以上、法人税法上の軽減措置は当然との判断であったとも考えられる。これは、税法上の規定よりも、協同組織金融機関が株式組織の銀行が対応していない小規模企業層を対象にして業務を行なっていること、地区規制の制約を受け、収益上の理由等で地域からの撤退が容易に行なえず、地域金

(注)48. 第2項は、「前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、100分の19の税率による。」として、小規模企業、一般社団法人、人格のない社団の年800万円以下についての軽減税率を規定している。

49. 第66条第3項でいう協同組合は、同法別表3に列挙されている。それらは、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る）・同連合会（会員に出資をさせるものに限る）・同小組合、共済水産業協同組合連合会、漁業協同組合・同連合会・漁業生産組合、商工組合（組合員に出資をさせるものに限る）・同連合会（会員に出資をさせるものに限る）、商店街振興組合・同連合会、消費生活協同組合・同連合会、信用金庫・同連合会、森林組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会、生産森林組合、船主相互保険組合、たばこ耕作組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、内航海運組合・同連合会、農業協同組合・同連合会、農事組合法人、農林中央金庫、輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る）、輸出水産業組合、輸入組合、労働金庫・同連合会、である（下線が協同組織金融機関）。

50. 「（協同組合等は）組合員の相互扶助を目的として設立されたものである。従って、課税所得は全ての所得であるが、普通法人よりも営利性が少ない点を考慮し、低率課税となっている。」川田 [2002] p. 41。

51. たとえば、日本銀行 [2004] 参照。

融に特化させていることなどが背景にある。

(2) 歴史的整理

〔信用金庫法制定前〕

産業組合法（1890年）第6条は、「所得税及び営業税の免除」「登録税については組合員の名簿の記載については免除」「登記に関しては軽減」という税法上の恩典を規定していた。その後、この規定に準じて、法人税及び事業収益税も免除され、地方税についても非課税物件が規定された。さらに、臨時利得税・資本利子税・法人資本税・有価証券移転税・配当利子税・公社債利子税・印紙税等ほとんどの課税が免除されていた。これは、政府が育成的見地から相互組織による非営利の社会的・公益的機関である産業組合に対して非課税措置を採ってきたことによる。

しかし、1940年（昭和15年）の戦時財政確立のため、所得税法の改正と特別法人税法の創設により、産業組合の全面的な非課税特典が廃止された。この特別法人税法は付則で戦時に限るとされたが、1946年に付則が削除され、特別法人課税は恒久化された。なお、同法は1950年に廃止され、特別法人に関する規定は法人税法に統合された。

〔信用金庫の軽減税制〕

法人税は、1952年1月、朝鮮動乱による収益の吸収の趣旨で、普通法人課税率が35%から42%に引き上げられたが、協同組合等は朝鮮動乱による収益増加の影響が乏しいとの理由から35%のまま据え置かれた。これ以降、普通法人と協同組合等との税率には差が生じており、普通法人の税率の引き下げに連動して、協同組合等の税率も漸次引き下げられてきた（図表11）。

固定資産税の軽減措置に関しては、1953年の地方税法改正により、信用金庫が所有しかつ使用している事務所または倉庫の建物が非課税とされた（事務所及び倉庫の存する土地、保養施設、研修施設等は課税対象）。その後、1994年に事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税が課税されることになり、課税標準となるべき価格の2分の1の額とされた。2007年に2分の1が、5分の3に引き上げられた（経過措置あり）。

貸倒引当金の繰入限度額の割増措置に関しては、1966年に中小企業等（信用金庫を含む）への措置として創設され、繰入限度額に1.2倍を乗じて計算できるとされた。1980年に1.16に引き下げられた。

信用金庫の軽減税制措置の必要性について

図表11 法人税軽減税率の推移

年度	1981	1984	1987	1989	1990	1998	1999	2012
普通法人	42%	43.3%	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	25.5%
信用金庫	25%	26%	27%	27%	27%	25%	22%	19%
差	17%	17.3%	15%	13%	10.5%	9.5%	8%	6.5%

は、1989年6月21日の第114回常会衆議院大蔵委員会における平澤銀行局長の伊藤英成委員の質問に対する答弁がある。「信用金庫は、いわゆる協同組織の金融機関として営業を行ってきているわけで…協同組織というのは、お互いに十分に知り合った一つのサークルが金融機関を作りまして、そこで金融業務をやっていくことで…非常に地縁、人縁に基盤を置く金融機関であります。

そのような協同組織である、しかも中小企業者なり個人なりかつまた零細な事業者なりにサービスを行う金融機関であるということからもろもろの特典を付与されているわけで、…税制上の特典も、そういう観点から与えられているわけでございます。したがって、そういう信用金庫の原点である協同組織性を維持しながらやっていく限り、それらの特典も引き続き与えられるべきものと考えている」というものである。

(3) 軽減税制の根拠

〔内部留保の充実〕

金融行政においては自己資本比率の充実が求められているが、資本調達手段が株式会社に比べて少ない信用金庫においては、課税後利益の積み上げにより内部留保を充実させることが自己資本充実を図る上での基本的な対応となっている、それを実現するために軽減措置が必要というもので、いわば資本政策として理解される。

〔基本理念：相互扶助・非営利・地域密着型金融〕

銀行と信用金庫とでは、基本理念・業務実態に大きな相違がある。信用金庫は、地域限定・中小企業専門という枠組みの下、一般の金融機関からは融資を受けにくい立場にある中小零細企業及び地域住民に対する、非営利の相互扶助の金融機関で、地域に根ざし地域と密着した業務を展開しており、中小零細企業との長年の取引関係に基づききめ細かなサービスの提供を行なっている。

このような特性によって、相手先企業の経営悪化による取引の解消を行なうことも困難で、また店舗の配置に当たっても、効率最優先ではなく、経済基盤が弱く経営効率面では劣る地域にも十分な配慮を行なっているとされる。信用金庫の置かれたこのような状況の下で、税制上の軽減措置が講じられているのは、信用金庫の非営利の協同組合型組織という特性や、その業務の特性に着目しての所以であるというものである。

この地域性ないし地域との運命共同体ないし使命共同体という認識は、地域金融に固有な地域集中リスク（コミットメント・リスク）を回避できないことを意味し、そのリスクの緩和措置として軽減税制があると理解できる。

〔6.2〕 諸外国の税制

協同組織金融機関についての税制優遇は、殆んどの国で見られなくなっている。

優遇税制のあるのは、イタリア、スペイン

ン、ポルトガル、イギリス、アメリカのクレジットユニオンなどであり、他の国にはない。この税制優遇も、日本の信用金庫に相当する金融機関（協同組織金融機関 cooperative institution）には適用されないものが多い。

(1) 税制優遇のケース

[イタリア]

配当制限と資産不分割の原則によって直接税および間接税の特別税制がある。準備金にまわされる収益に対する法人税は全額免除される。分配された所得は、協同組合のレベルではないが、組合員の所得として課税される。特別の協同組合はその責任に関連して特別税制を持つ。例えば「恵まれない disadvantaged」雇用者に対する人件費は控除できる。日本の信用金庫に類似した庶民銀行 banca popolare には適用されていない。

[スペイン]

組合員との中心的活動は「保護 protected」あるいは「特別保護 specially protected」とみなすことができ、保護された協同組合は20～26%の法人税がかかる。また資産譲渡、法人設立、出資発行、合併等の特定の適法行為 legal acts に対してはいくつかの租税免除がある。

「特別保護」された協同組合の法人税は、50%減額された税率となる（1990年12月19日付法律1990年20号）

協同組合は、非協同組合法人と同じ規準で、非組合員との取引で得た収益には課税さ

れる。協同組合の特定の目的に直接関係しない活動（資産値上がり益、投資収益等）についても課税される。

[ポルトガル]

協同組合は特別な課税体系にある（specific tax status. 1998年12月16日付法律85/95号）。同業者組合 collective persons の所得に対する課税は税率20%、第3者取引からの所得の税率は34%。農業・文化・消費者・住宅・社会連帯（social solidarity）の協同組合の所得は非課税である。

協同組合は印紙税が免除される。協同組合の中核事業としての建物購入に関する相続税・贈与税・地方税は免除。特定の住宅協同組合の特定の取引には、付加価値税の軽減税率が適用される。

[イギリス]

特定のIPSA協同組合（Industrial & Provident Societies Act 準拠の協同組合）の利息は、二重課税を回避するため、非課税である。ただし、クレジット・ユニオンや住宅金融組合 building society、共済組合は対象外である。

[アメリカ]

クレジット・ユニオンは非営利法人なので、法人非課税である。

アメリカでは地域金融に特化させるには、Sコーポレーションという税法上、法人非課税の形態が地域金融機関でも採用する数が近

年増加して、地域金融機関の25%超が採用しており、地域密着の金融サービス提供を誘導していることも重要な視点であった^{(注)52}。アメリカではSコーポレーションのほかに、地域活性化の法制としてCRA (Community Reinvestment Act) のほかBank Enterprise Act,1991が制定されており、低所得層・衰退地域(所得等が全米の平均以下の地域における中低所得層や当該地域)への金融活動の預金保険料の減額による誘導を行なっている。さらに、Community Development Banking and Financial Institutions Act,1994.により、地域の金融機関が種々の金融支援が受けられるCDFI認定機関に認定されると、CDFIFundの利用による低所得層・貧困地域(所得等が全米の平均以下の衰退地域)に対する地域再活性化・雇用創出・中低所得層所有事業の支援などの優遇措置が政策的に誘導されている。

(2) 日本の場合

日本では協同組織金融機関に税制上の軽減措置により地域におけるコミットメント・コストの負担を軽減し、地域集中リスクに対応可能としている。現状でも地区規制により地

域のコミットメント・コストの負担を強いているが、金融過疎地域に地区を定める場合には、軽減税制だけではなく、全国平均以下の雇用状況や所得水準、業況DI・鉱工業生産指数等の一定の条件の下で、預金保険料の軽減等も工夫されるべきである^{(注)53}。アメリカのCDFIのように協同組織金融機関を特定機関として認定し、公的資本注入スキームにより経済的資本(エコノミック・キャピタル)を有利な条件で注入する措置を行なう等もありよう。

協同組織金融機関の法人税軽減等の税制優遇は、信用金庫については1951年の信用金庫法制定時からのものであるが、資本政策からの側面もある。信用金庫の出資は、出資口数に関わらず議決権は1人1票で、株式会社のように株式数に対応した議決権ではない。株式会社であれば、保有株式数を増やせば経営権を支配できるが、信用金庫の場合にはそのようなことはない。信金が安定的な出資者を維持しようとする、出資配当を相応に保つ必要があるが、資本政策からして容易ではない。従って、内部留保の積み上げによる自己資本の充実以外の資本調達手段はかなり制限されている。この点で、税制優遇は自己資

(注)52. Sコーポレーションとは、連邦税法(内国歳入法)第1章第S節(Subchapter S)を選択した法人(incorporated association)で、法人税非課税(法人段階での連邦法人所得税の免除、株主段階での個人所得税課税)で、パートナーシップの場合と同様に、法人段階の所得、利益、損失および控除項目は、年度毎に持ち株数に応じて、各株主に割り当てられ、株主の段階で課税を受ける(連邦税申告書フォーム1120S様式及びスケジュールK-1)。その適用の条件は、①株主数:100名以下(家族は1株主と見做せる)、②株主:個人、遺産財団、特定信託、パートナーシップ、法人、非居住外国人は不可、③発行株式の種類は1種類のみ、④含み益課税:C法人からS法人への転換後10年以内に、C法人期間中に蓄積された含み益を処分した場合には課税、⑤引当金方式の制限:貸倒損失の控除には原則として特定債権償却法を活用、である。1958年に制定(Technical Amendments Act of 1958)され、96年改正(97年施行)で、それまで対象外の金融機関にも適用可能になり、株主数も75名になり、2004年改正で株主数は100名になった。S-corp数は1985年の72万強から、22年の315万強に増加(全法人数の55.4%)、総資産額100億ドル超は85年の2,305から02年の26,096へ増加し、02年にS-corpの収益は全法人の59%。97年から銀行もS-corp化が可能になり、05年末に2,156(全銀行数の28.6%)で、資産規模20億ドル以上が3行、10~20億ドルが13行存在するが、10億ドル未満が99.3%(うち1億ドル未満が61.5%)である。根拠法は各州の会社法である。内田[2009]参照。

53. 全国平均以下を、10% tile あるいは25% tile というような基準等で考えることも可能である。

本充実の政策でもある。図表11に見るように、軽減税率の割合は縮小されてきている

いずれにしても協同組織という組織の故に、税制上の軽減措置が採られていることをいかに地域金融で実現するかが重要である。いわば業務面での問題である。そこで重要なものが相互扶助・非営利の意味である。地域金融でいかに営利目的ではない業務を行ない、短期的な利益追求ではなく、長期的な利益追求という形での行動を実現することが問われている。

信金の税制上の軽減措置には、2006年頃、法人税（約200億）、印紙税（約200億）、法人事業税（約40億）、事業所税、固定資産税（約20億）、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の特例などがあり、軽減額は約500億円である。信用金庫法制定時には、信金は資本調達手段が制限され、1人1票の出資者しかいないので、出資者の確保が必要でその出資配当の確保のために軽減税率を適用したとされる。印紙税の非課税が、信用金庫の場合は大きく、法人税の軽減分に匹敵するが、印紙税については印紙税法第12条（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）で特例措置が規定され、別表1の第1課税物件表（第12条関係ほか）の課税物件表の適用に関する通則第8号、第18号で「信用金庫その他政令で規定する金融機関」と、預貯金証書等が非課税となる金融機関の範囲を規定した。信用金庫以外では、印紙税施行令

の第27条（法別表第1第8号及び第18号の非課税物件の欄に規定する政令で定める金融機関）で、1. 信用金庫連合会、2. 労働金庫及び労働金庫連合会、3. 農林中央金庫、4. 信用協同組合及び信用協同組合連合会、5. 農業協同組合及び農業協同組合連合会、6. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、が非課税とされた^{(注)54}。

金融制度調査会などでの優遇税制に関する議論は、先に整理したように、1988～89年の審議の中で、

- ・弱者への対応ということに対して税制面での優遇措置が講じられている、
- ・税制等の面での優遇措置は、非営利性の故に税の恩典があるのであり、同質化が進み、非営利性が薄まれば税制優遇措置の廃止を検討すべき、
- ・同じ地域で同じ規模で同じ業務の金融機関が、協同組織であるというだけで税制上の優遇措置を受けられるのはおかしい、
- ・協同組織金融機関であるのに関わらず税制面で異なる対応を受ける機関が存在することは税制上の理屈に合わなくなる。同質化しているから、協同組織金融機関全体に対して税制優遇を廃止するのであれば規模の小さい機関は相当のハンデを負うことになる、

などの議論があった。

いずれにしても、信用金庫の税制優遇は、

(注)54. 信用金庫の場合、「(信用金庫法の) 目的及びその取扱う預金が比較的零細であることに鑑み、これらの金庫の発する出資証券、預金通帳、積金通帳…には課税しないこととしている。」半田 [1954] p. 8。

図表12 信用金庫の優遇税制（試算）

	現行（2006年頃）	撤廃後増加分	備考：2007年4月現在
法人税	784億円	約200億円	22%（2006年当時）
一括評価金銭債権に関わる貸倒引当金の繰入限度額の特例（16%を限度）		約70億円	貸倒実績率のほか法定繰入率0.3%による繰入を認めるとともに、繰入限度額については通常の場合の繰入限度額に1.16を乗じて計算した金額とすることができる。（16%の特例は2009年3月まで）
印紙税		約200億円	預金通帳：非課税 預金証書：1万円未満非課税 受取書：会員宛及び3万円未満非課税
事業税の標準税率		約40億円	所得割のみ（軽減税率適用） 所得のうち年400万円以下の金額は5%、400万円超の金額の6.6%
事業所税の課税標準の特例		数億円	課税標準の1/2適用
固定資産税（事業用不動産（事務所及び倉庫に限る）の課税標準の特例）		約20億円	課税標準の3/5適用（経過措置あり）
合計		約540億円	

（出所）各種資料から筆者推計。

相互補助に基づく非営利性に依存し、その企業形態が協同組織であるという法理論的構成によるものである（図表12、13）。

相互扶助に基づく非営利性という、理念的な印象を与えるが、具体的には、信用力が相対的に弱く、借入金額も相対的に少ない中小零細事業者や個人の対象にリスクとコストを払いつつ、業務を行なっている現状もある。普通銀行に比べての不良債権比率の相対的な高さがそれを物語っている。このことは、本来倒産・破綻先に対して、行政が直接介入して発生するコスト（補助金等）を、信用金庫に対する税制優遇という間接的な手法によって、行政の負担額が削減される効果があるとも考えられる（社会的総費用の最小化）。これは、もし税制優遇がない場合に

は、信用金庫の与信判断として、リスク管理上問題のある融資対象に対してより厳しい融資判断となり、融資が縮小することになる可能性を持つ。相互扶助性の下、利益を縮小してでも地域産業を育成、活性化するという与信判断を支えているのが税制優遇でもいえる、との意見は信用金庫の現場には多い。

計数的には、1信用金庫当たり、法人税で8千万円程度、印紙税等を合算しても2億円程度の税制優遇で、裾野金融を維持できるとしたら、大きな社会的負担とはいえない。逆にいえば、1金庫2億円程度の負担であれば、負担不可能なわけではないともいえよう。

図表13 非営利法人の税制

		公益社団法人 公益財団法人	学校法人 社会福祉法人 更生保護法人	その他の公 益法人等 (日本赤十字 社等)	認定 特定非営利 活動法人 仮認定 特定非営利 活動法人	特定非営利 活動法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人	一般社団法人 一般財団法人
課税対象		収益事業課税 ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税
みなし寄附金 損金算入限度額		次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②公益目的事業の実施に必要な金額	次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	所得金額の20%	次のいずれか多い金額 (仮認定特定非営利活動法人は適用なし) ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし	なし
法人税率		25.50% (所得年800万円まで15%)	19% (所得年800万円まで15%)	19% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)	25.50% (所得年800万円まで15%)
金融資産 収益	法人税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税
	所得税 (源泉徴収)	非課税 (なし)	非課税 (なし)	非課税 (なし)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)
寄附者に対する寄附優遇		あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし

7. 相互組織

[7.1] 相互扶助組織としての相互会社

(1) 相互会社形態

信用金庫は、協同組織といわれるが、組織形態としては相互組織mutual formと類似している。相互組織の法人も相互扶助を目的としている。日本では相互会社として、保険会社のみ認められた企業形態である。相互会社mutual companyとは、一般には、顧客と社員が一致する形態の企業形態をいい、社員を

相手方とする保険の引受けを行なう組織（日本の相互会社や米国の相互保険会社など）や、社員から貯金の受入れと社員への資金の貸付けを行なう組織（米国の相互貯蓄銀行など）として用いられる。

日本においては、保険業法に基づいて設立される法人で、保険業を行なうことを目的とする社団であり、保険契約者を社員とする法人をいう（同法2条5項、18条）。「会社」と称するものの、社員に対して剰余金を分配することを目的とする法人ではないため、あく

までも非営利法人であり、営利法人としての会社ではない^{(注)55}。

相互会社は、相互保険の保険者として保険業を営む便宜上、法人格を付与される。相互会社は、保険業を営む法人にのみ認められる法人の形態である（単一の権利義務の帰属体。社員が不断に加入・脱退するにも関わらず、集合体としての統一性を失わずに存続）。相互保険の保険契約者（加入者）は、相互会社の社員（構成員、出資者）となり、総社員の集合体である社員総会が会社の基本的意思決定機関となる。これは、株式会社で言えば株主および株主総会に当たる。社員総会は取締役・監査役を選出し、剰余金の処分案を承認し、定款変更を決するなど、株主総会に関する会社法の規定の多くは、保険業法によって社員総会に準用される。したがって、保険会社に雇用されている者が社員でないことに注意を要する。実際に雇用されている者は職員と呼ばれている。

すなわち、相互会社というのは、社員が相互に保険を行なうことを目的（相互性）として設立された会社で、社員が会社に対して保険料を払い込み、これに対して会社は社員に対して保険給付を行なうという保険事業という。事業の結果として剰余金が生じたときには社員に対してその分配が行なわれる。これを実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供という。

しかし、株主総会と社員総会の実際の態様

は大きく異なる。まず、株式会社の株主数は大会社でも数十万人にとどまるのに対し、相互会社においては社員数が数百万人から1,000万人以上にものぼる。そして、株主総会では一株につき一個の議決権が与えられることから、特に発言力の大きな大株主は少数であるのに対し、社員総会では社員に各々一個の議決権が与えられるため、社員間に発言力の差はない。したがって、社員総会で合議することは現実的でないとされている。そこで、保険業法では、総社員のうちから総代を選出し、総代の合議体である総代会を社員総会に代わる機関として設置することも認めている。総代会を設置した場合、社員には各々一票の選挙権（信任権）が与えられ、総代候補者の中から総代を選出する（総代候補者は、総代候補者選考委員会が選定する。総代選出の社員投票では、社員総会の議決権と同じく一人一票であり、保険の契約高等に応じた選挙権が与えられる訳ではない。取締役、取締役会、代表取締役、および監査役など、その他の機関や、特別取締役、委員会設置会社などの制度についても、保険業法により、会社法の株式会社に関する規定が多く準用される。

株式会社では、株主が取締役の経営を監視監督し、しばしば株主総会において取締役の責任追及が行われる。相互会社では、総代会を設置した場合、総代と総代会が取締役等の経営を監視監督することになる。しかし、総

(注)55. 営利法人というのは、事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とするので、そのような目的を持っていない、という意味で非営利法人である。

図表14 株式会社と相互会社の比較

	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金搬出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の搬出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売可能)	社員

代と総代会は経営監視機能を果たすことが出来るのかについては批判もある。なぜならば、総代の候補者は監視される側である取締役会が実質的に選定するため、取締役らに厳しい者が総代候補となることはまずないからである。実際に、総代の多くは、当の相互会社が株式を保有する会社の経営者や、地方の名士の人物が就くなど、名誉職的なものとなっている。このように、相互会社からの独立性が疑わしい総代選定と閉鎖的な総代会運営への批判を受け、保険業を監督する金融庁も総代選出手続と総代会運営の改善を指導している。この行政指導もあり、相互会社は保険業に通じた学識経験者や一般契約者を総代候補とし、総代会の議事録等を公表するなど、徐々に開かれた総代会を目指しつつある(図表14)。

(2) 相互会社の基本的属性の意味

相互会社は、

- ・ 確実な保険保護の提供と内部留保の充実

支払能力を維持していく財務上の準備が必要不可欠。剰余金分配は実費主義を理念としながら、保険事業継続に必要な内部留保への貢献分を除いた上での生産としてとらえられる。

・ 会社損益の帰属

相互会社の社員は保険事業継続に必要な内部留保への貢献という形で社員としての責任を負っている。これは直接的な形で実現されるものではなく、継続企業として社員に対して確実な保険給付をなすという相互会社の理念に照らして修正された形で実現される。

・ 相互会社の社員の権利義務

個々の社員の有する自益権としての請求権の内容についても、保険計理的に公正・衡平な計算に基づき算出されることが要請される。退社員の貢献にかかる部分が蓄積されるという形での内部留保の形成は相互会社の目的の限度において認められるものであり、これ

を担保するものとして、社員自治を補完する保険監督法的な規制手段の整備が必要。

・相互会社の機関

総代会の設置は、多数の社員が一人一議決権を有するため総会開催が物理的に困難であるということにより認められているのであり、総代の地位の正当性は適正な選任手続を経ることで担保される。総代でない社員には各種の共益権により、経営に参加する権利が確保されることが重要。

・相互会社の目的の範囲

保険事業に有用な範囲内で、保険事業以外の業務を行なうこと・子会社を保有することは、相互性・非営利性に反しない。

(3) 相互会社の税制

相互会社は、相互性をもつ非営利法人であるが、法人税制上は普通法人と同じである。法人税法第66条第6項は、「内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものについては、第2項の規定は、適用しない^{(注)56}。

1. 保険業法に規定する相互会社（次号ロ、において「相互会社」という。）
2. 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間

に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ、相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」

と規定しており、相互会社の法人税率は普通法人と同じとしている。

[7.2] 相互会社の株式会社化^{(注)57}

(1) 相互組織の株式会社化（ディミューチュアリゼーション）

〔住宅金融組合の株式会社化〕

イギリスの住宅金融組合（ビルディング・ソサイアティ（BS）は、世界の相互形態・協同組織形態の先駆的存在として知られ、住宅ローン専門金融機関であったが、1986年のBS法改正は金融自由化の中での競争条件を確保するため商業銀行並みの業務を可能とする一方、普通銀行（株式会社）化を規定した。商業銀行との競争には住宅ローンのみでは収益確保、リスク管理が困難になるためでもある。住宅ローン分野への商業銀行の進出もあって、80年の住宅ローン市場でのBSのシェアは82%だったが、90年に61%に低下すると共に、BS業界は合併（80年の273組合が95年に83組合に減少）と上位組合への市場集中度（上位5組合で59%（94年末））が進んだ。

(注)56. 法人税法第66条の第2項は、「前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、100分の19の税率による。」と規定している。

57. 相互会社の組織変更については、村本 [2010] 第6章を参照。

このような状況が進行する中で、86年改正法にしたがって業界第2位のアビーナショナルが普銀転換し（1989年7月）、その後大きく業績を伸ばした（90年の資産規模400億ポンドが96年の1,200億ポンドに）が、BS業界の伸びは緩やかであった。さらに、アルフィナンツ、バンカシュランスに代表される総合金融化の動きに対応する必要から、97年4月に業界4位のアライアンス&レスターが、6月には業界トップのハリファックス、7月には3位のウーリッチ、10月にはノーザンロックが相次いで普銀転換した。普銀転換だけでなく、商業銀行による吸収合併もあり、96年8月には業界7位のナショナル&プロビンシャルがアビーナショナルに、97年7月に業界9位のブリストル&ウエストがバンク・オブ・アイルランドに合併された。この結果、BS業界の資産規模はほぼ半減することになった。

興味深いことは、アメリカのS&Lのように持株会社化という手法が採られなかったことである。もともと、BSは相互形態とはい

え商業銀行との同質化が進行していたからであろう。また、協同組織とは異なり事業中央機関が存在せず、業界統合という集約化が機能しない組織であったことも理由であろう。

[アメリカのS&Lの組織変更]

相互会社形態を採る企業としては保険会社が代表的であるが、他にもアメリカのS&L（貯蓄貸付組合）と相互貯蓄銀行（MSB）、およびイギリスの住宅金融組合（building society）がある。S&Lは80年代の規制緩和期に業務の自由化が進み、その影響もあって破綻した結果、株式会社形態への移行が行なわれて、資産規模で約70%は株式会社形態のものとなった（機関数では92年末に1,973組合中約50%の973組合が株式会社形態）。イギリスのBSも90年代後半に株式会社化が進み、相互会社形態の比率は低下している。

このようなS&Lについて「相互持株会社」の設立が認められている（93年9月のOTS規則）。S&Lは相互組織のままでは自己資本充実は基本的には内部留保によるほかは困難

コラム：S&Lの仕組み

S&L（MSB）では、預金口座を開設するとその組合員（member）になり、その構成員（所有者）になる。組合員がS&Lに対してもつ権利は、預金によって得られる経済的利益の享受であるが、自益権として剰余金分配請求権、残余財産分配請求権、共益権としての議決権がある。

- ・剰余金は組合員に分配されるが、全ての費用支払をなし、一定の資本要件充足のための留保された後でないと剰余金分配はできないので、組合員の受けられる分配は預金の約定利息のみで、営業継続中に約定利息以外の剰余金の分配は受けられない。
- ・組合の清算・解散時に残余財産の分配を受ける権利を有するが、事実上実現しない。
- ・議決権（役員を選・解任、定款の変更、合併や株式会社への転換の承認等に対する）は組合員固有の権限で、預金100ドルにつき1票の投票権がある（投票権の上限は1,000票まで）。

で、株式組織化する必要があったが、80年代に破綻した多くのS&Lは敵対的な買収に遭ったりして、不健全な経営に追込まれることもあった。そこで相互組織の利点を活かしつつ、自己資本充実を図る必要があり、「相互持株会社」が構想された。この仕組みは、元のS&Lが「相互持株会社」を設立し、S&L自身はその子会社（株式会社）になり外部の投資家から持株比率49%を上限に出資（議決権付株式の発行）を仰ぐことができる。S&Lでは預金者が議決権をもつが、引続き過半の議決権を保有しつつ、増資にも対応でき、他のS&Lの買収も可能となる。

S&Lの株式会社化が進行し、アメリカの間接金融システムは商業銀行化という意味で同質化が進行する相互主義理念が希薄化していく中で、このような取組みは重要である（協同組織としてのcredit unionが残っているが、その資産規模でのシェアは小さい）。

〔EUにおける協同組合の株式会社化〕

EUでは、協同組合自体の株式会社化が進んでいる。株式会社化しているのは連合会であることが多い。それは多国籍な大企業、特に小売業者に対抗するためであり、資金調達を含めて連合組織が機動的に動けるようにするためである。また、具体的には、ドイツの信用事業の全国機関のDZバンクも、フランスにおける中央機関であるクレディ・アグリコールも、いずれも株式会社化している。

株式会社化といってもその形はさまざまである。例えば連合会の会員がそのまま株主と

なっているもの、議決権の半分は旧会員がもち、残りを一般に売却しているもの、などなど。これらに共通しているのは、従来の組合員や会員が議決権の過半をもつなど、組織としては株式会社の形になっているが、運営は協同組合としての性格が残されていることである。

しかし、中には、議決権の半分以上を外部の投資家に保有されてしまったため、協同組合としての性格を完全に失ったケースが出ている。まさに、株式会社と協同組合の境界が揺れ動いている。

また、協同組織の形態は取るものの、出資証券を上場している事例もある。

(2) 生保相互会社の組織変更

金融機関のメガ化の動きは、銀行業に留らず、金融業全体を覆うものであり、生命保険会社もそのトレンドから無縁ではない。生保会社についても、金融機関の統合としては、生保会社同士の統合、他業態金融機関との統合、そして異業種との統合という局面が出てくる。その際、親子会社関係・持株会社・合併の手法が活用されることになるが、金融持株会社方式は合併に伴う諸々の困難を克服する上で有効である。しかし、他業態との統合の際には生保相互会社であることから制約が生じ、統合を容易にするには株式会社化が不可欠の要件となる場合もある。株式会社化にはソルベンシーの充実といった目的もあるが、いずれにせよ、相互会社という保険業に認められた形態を放棄することになり、その

アイデンティティに関わることになるのである。

相互会社形態は保険会社に独特のもので、主要国でもその例は保険会社以外には住宅金融関連金融機関（イギリスの住宅金融組合（BS）、アメリカのS&L）に見るにすぎない。それらの相互組織形態の金融機関も、生保相互会社の株式会社への転換、BSおよびS&Lの株式組織への転換が進んでいる^{(注)58}。

このような諸外国での相互組織の株式組織への転換は、金融システムが市場型に移行する過程で起っていることを考えると、市場に適合するには株式組織形態が相応しいかの印象を与える。株式による企業結合が容易であることが主たる理由であろうが、生保会社にとって相互会社であることの意義を確認しておくことは重要であろう。また、株式会社化の際にいくつかの課題も存在することにも留意したい。

生保相互会社は、合併・提携など統合の際に蒙る課題を解決するため、1995年（平成7

年）の保険業法の全面改正では相互会社から株式会社への組織変更の規定が新設され（業法85条）、ビッグバンの展開を睨んだ組織変更を可能としたのである。これは株式会社化により資本調達能力の強化、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上等に柔軟に対応可能であるからである。

他業進出の手法としては、株式会社化のほかに、本体の下に子会社として持株会社をもちその下に各種金融業会社を保有する方式（図表15）（川下株式会社）、本体を子会社とする持株会社を作る方式（川上株式会社）がある。川上株式会社には生保相互会社が株式会社化し同時に川上に持株会社を保有する方式と、生保相互会社自身がそのまま持株相互会社になり、その下に子保険株式会社を新たに設立し、そこに事業を全部移転するという持株相互会社方式がある（相互会社が持株相互会社を設立し、元の相互会社自身はそれに所有される保険株式会社となることもある）。

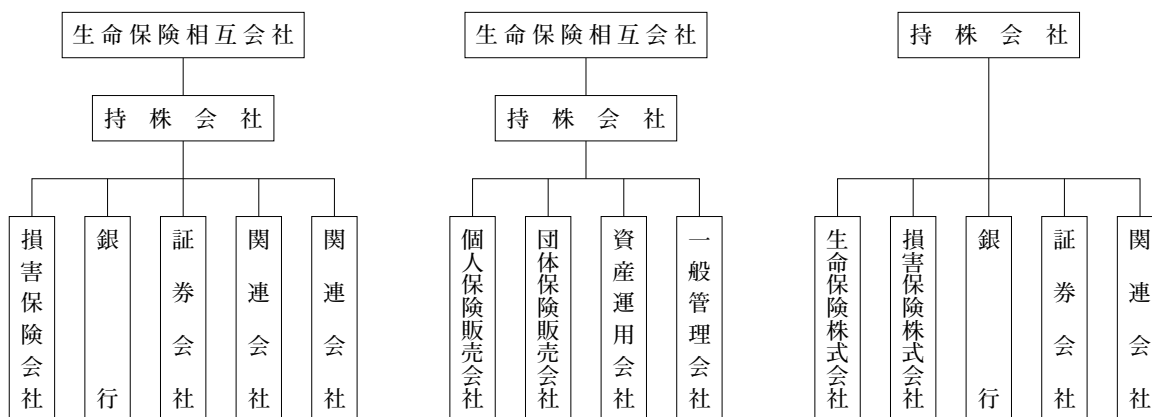
図表15 川上持株会社・川下持株会社（橘木・植松 [1998.6] p.41）

（川下持株会社の例）

（川上持株会社の例）

I. 他業態への参入のケース

II. 分社化のケース



(注)58. 村本 [2010] 参照。

(3) 株式会社化

保険相互会社の株式会社化demutualizationは、1990年代に入り諸外国で活発化した。アメリカでは92年のエクイタブル社、98年のMONY社、イギリスでは97年のノーリッチ・ユニオン社、オーストラリアでは98年のAMP社等の事例があるほか、計画公表段階のものとして98年にアメリカではプルデンシャル社、メトロポリタン社、ジョンハンコック社、カナダではマニユライフ社などがある（図表16）。わが国でも株式会社化は改正保険業法85条で可能になり、99年1月以降金融審議会（第2部会）の「保険相互会社の株式会社化に関するワーキング・グループ」において種々の検討が行なわれ、7月6日に「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」が公表された。

金融機関の提携・合併に際して生保会社が相互会社であることのデメリットとして、

- ①金融機関の再編の手段としての持株会社方式において、金融グループの中心にできる持株会社の傘下に相互会社が入ることは困難であること、
- ②異なる業種間の提携・合併において相互会社形態が障害になること（銀行と生保の提携を考えると、生保は銀行の株式を保有できるが、銀行は生保の株を保有できないので一方通行になってしまう〔筆者注〕銀行は相互会社の株式は保有

図表16 諸外国の生保会社の組織形態

アメリカ		
1	メトロポリタン	相互（2000年株式会社化）
2	プルデンシャル	相互（98年株式会社化発表）
3	コネチカットジェネラル	株式
4	プリンシパル	持株相互（98年組織変更）
5	ネーションワイド	株式
6	ニューヨークライフ	相互
7	エクイタブル	株式（92年株式会社化）
8	ハートフォードライフ	株式
9	ジョン・ハンコック	相互（2000年株式会社化）
10	ノースウェスタン	相互
イギリス		
1	プルデンシャル	株式
2	スタンダードライフ	相互
3	エクイタブル	相互
4	アクサ・サンライフ	株式
5	ノーウィッチ・ユニオン	株式（97年株式会社化）
オーストラリア		
1	AMP	株式（98年株式会社化）
2	レンドリースグループ	株式
3	ナショナル・ミューチュアル	株式（95年株式会社化）
カナダ		
1	ロンドンライフ	株式
2	クラリカラライフ	株式（99年株式会社化）
3	マニユライフ	株式（99年株式会社化）
4	サンライフ	相互（98年株式会社化発表）
5	カナダライフ	株式（99年株式会社化）

できないが、生保会社の基金への出資という形で関与可能である点が看過されている。ただし、基金への出資には株式投資のような経営参加権はない点異なること、また基金には利息支払が義務付けられているが、株式には配当しかない（無配もある）点も異なる）、という主張があるように^{(注)59}、生保が相互会社に留まっていたら金融再編に取り残されるという視点は重要である^{(注)60}。

一般に、生保会社の株式会社化によって、

(注) 59. 橘木 [1999.2.6] pp. 29~30。

60. 橘木は後に述べる持株相互会社は独立系の上位の大手生保に限定され、旧財閥系・企業グループの生保会社は独自に持株会社をもつよりもグループ内の金融持株会社の傘下に入ることの利益が大きいとしている。それ以外の生保会社も独自の持株会社保有は困難としている。

株式会社組織金融機関と互角に競争するための基盤整備を進めることができ、具体的には、

- ①資本市場へのアクセスが可能となり、資本調達が容易になる（新株の発行など。ただし、相互会社でも社債の発行は可能である）、
- ②企業組織が弾力的になり、事業展開が活性化し、自由度が増加する、
- ③内部留保を厚くすることで、経営の安定性が増大する、
- ④ストック・オプションの活用により、優秀な人材を確保できる、

といったメリットが期待できる。また、デメリットとしては、

- ①株式会社化に伴うコストが会計・法的手当、印刷費等を含めて膨大である、
- ②社員に株式を交付することにより、膨大な株主が誕生するため総会開催が物理的に困難になる、
- ③株式を割当てに際して端株が大量に発生する恐れがある、
- ④保険契約者にとって株主の存在があるため、余剰をすべて配当として受け取れることができなくなる（保険契約者と株主の間の利益相反）一方、また会社にとっては株主への配当と保険契約者への配当をいかに調整・配分するかという問題も生じる、
- ⑤実務上の問題（株式上場基準の充足〔証券法監査の必要性、株式公開時期の問題

など〕、会計制度の整備など）

があげられる。株式割当ては寄与分基準による（加入期間が長いほど、支払保険料が多いほど寄与度は高い）といわれるが、大手生保の場合、1千万件を超える契約を抱えており、単純に株式会社に組織転換すると、ほぼ同数の株主が誕生する^{(注)61}。この点で、株主化した契約者は株主権によって会社の所有権の権利行使が可能になるが、端株ないし端株未満株主になる契約者は結局現金補償を受けるにせよ会社の所有権の権利行使はできなくなるため、株主化保険契約者との間での利益相反の可能性はある（大口契約者と小口契約者との間の利益相反）。

さらに、相互会社を株式会社化する上での問題点として指摘されるのは次のような点である^{(注)62}。

①保険契約者の権利保護

保険契約者は生保相互会社の社員であり、保険契約者としての地位と、会社の所有者としての地位をもつ。株式会社化により、配当付契約は株式会社へ引き継がれるものの、新たな株式会社において剰余金を保険契約の配当としてどの位分配するかという問題が生じ、株主と保険契約者との間に利害の対立が生ずる（利益相反）。その結果、保険契約者が配当の受け取りについて不利益を被る可能性がある。すなわち、自益権としての剰余金分配請求権が弱体化する。

(注)61. 小口契約者や加入後の加入期間が短い契約者は、全契約者の3分の2ほどで、端株（500円以上5万円未満）株主、ないし500円未満の端株未満株主となるといわれる。

62. 橋木・植松 [1998] pp. 33~36. 橋木・深尾・ニッセイ基礎研 (A) [1999.6] pp. 30~35.

②所有権の補償

株式会社化により保険契約者の会社保有者としての地位（社員権）が消滅する。1つは自益権としての会社財産の持分権（残余財産請求権）の消滅であり、もう1つは会社の運営に参加する権利である共益権（総会における議決権など）の消滅であり、この補償の問題がある。この補償は保険契約者への株式の割当て（交付）によるのだが、業法89条では寄与分に応じて株式を社員に割当てることになっている。この寄与分の算出には過去に遡って膨大なデータの収集・処理が不可欠で、コストがかかる。

③新規資本の調達問題

株式会社化により、資本調達が容易になるといわれるが、株式会社化によってはじめて市場価値がわかるわけで、新株発行時に株式市場の状況によっては計画通りに資本調達できないこともある。株式評価額が社員の期待よりも低くなり、社員の権利の補償が希薄化する危険もある。社員の権利保護からしても株式公開時に慎重なチェックが必要となる。

このように株式会社化といっても、保険契約者と社員が同一であり、社員自治によって事業を行なうという相互会社の特質から種々の課題があるが、今後の金融再編ないし総合的金融サービス産業の実現には重要な方式であることには変わりなからう。

(4)「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」[1999.7.6]に関連して

1995年の新保険業法で相互会社から株式会社への組織変更が規定されたが、業法で解決されない細部の課題があり、金融審議会で99年1月から議論され、7月にレポートが出された^{(注)63}。

「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」は、基本的には株式会社化に伴う実務的・技術的側面を整理したものであるが、理念的には持株相互会社の可能性を否定していることが特徴的である（保険契約者が低価格の保険と高水準の保険配当を望む一方、株主は収益の最大化による投資リターンの向上を追求するという意味で利益相反が生じるためと思われる）。しかし、相互会社が株式会社化しても、旧社員（保険契約者）株主と増資後の外部株主との間には利益相反が発生するが、この点は明確には書かれていないように思われる（保険契約者と外部株主との間に利益相反が発生することについては、株式会社化に伴う有配当保険者保護の問題、損害保険のように無配当保険を中心に対応する問題が検討されていることから明らかである^{(注)64}。さらに、端株株主・端株未満株主の補償が限定的で、会社の所有権に対する担保が不明である（小口契約者の権利をいかに担保するか、株主でないとしても契約者の意志を反映する方策はないのか）。

また、利益相反については持株相互会社で

(注)63. そのレポートにある問題点については、村本 [1999] 参照。

64. アメリカ等の事例については、橘木・深尾・ニッセイ基礎研 (A) [1999.6] pp. 36~38参照。また将来的に契約者が少数株主に転じる可能性もあることも指摘されている。(同pp. 34~35)

も株式会社化でも同じ側面はあるが、持株相互会社の場合、アメリカでは持株相互会社の子会社保険株式会社の保有株式は51%以上（外部株主は49%以下）とされ、前者の自治権を担保することが強化されており、株式会社化時点で外部株主がゼロないし少数の場合には利益相反の程度が大きい。ニューヨーク州で否定されたのも、社員の持分が不明で、保険会社の経営の都合が反映されるとの批判があったともいわれる）。

[7.3] 持株相互会社

(1) 持株相互会社

相互会社が株式会社化し、その川上に持株会社を作ること、広範な事業展開が可能になるが、これには株式会社化が不可欠である。これに対し、持株相互会社は相互会社自身が持株相互会社に転換し、その下に子会社の保険株式会社を設立し、事業を全部移転するものである。この方式のメリットは本体を株式会社化せずに、川上持株会社となることである。株式会社化に要するコストなしに、資金調達が可能になるほか、企業買収されるリスクを回避でき、さらに川下持株会社方式における川下子会社に対する業務範囲の制限を受けないメリットを有するとされる。

この方式では、

- ①相互会社の保険契約者の社員としての権利のうち、保険契約上の権利は保険株式会社に引き継がれ、社員関係上の権利は持株相互会社に引き継がれる（保険関係

と社員関係の分離）、

- ②保険事業は保険株式会社が行なう、
- ③持株相互会社は持株会社としてグループ全体の経営にあたる、
- ④持株相互会社は当初、子会社の株式を100%保有する。その後株式発行によって資金調達することが可能になり、子会社の株式の過半数は保有することが義務付けられている、
- ⑤組織変更後の新たな保険契約者は持株相互会社の社員となる、

とされる。相互会社制度の下では一体不可分とされている社員権と保険契約上の権利を分割することで誕生した制度であるが、保険契約者は持株相互会社に対しては社員権をもち、保険株式会社には保険契約に基づく権利をもつが、各々の権利は夫々の会社で保護され、保険契約者にとって実際上的変化はないとされる^{(注)65}。

アメリカでは95年6月のアイオワ州での認可以降、98年4月までにペンシルベニア、ミネソタ、ケンタッキーなど17州1自治区で導入されたほか、ニューヨーク州では導入が否認された。

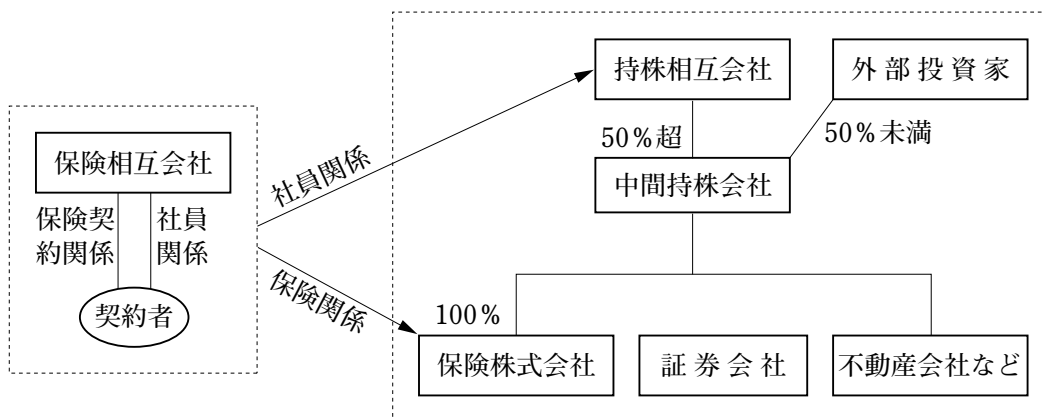
(2) 持株相互会社の課題

持株相互会社アメリカの諸州で法案化されないし検討中であるが、そのプロセスでいくつかの課題が明らかになっている（図表17）。

持株相互会社の下での保険契約者の権利については、NAIC（全米保険監督官協会）の

(注)65. 橋本・植松 [1998] pp. 42~43.

図表17 持株相互会社（村上 [1997.12] p.21）



(出所) 村上 [1997.12] P. 21

持株相互会社ワーキンググループの検討では、

- ・相互会社の保険契約者は、その所有権を譲渡することはできない、
 - ・相互会社はその子会社の挙げた利益を全て社員である保険契約者に還元することができる、
 - ・持株相互会社の社員であり続ける保険契約者は、保険株式会社の挙げた利益ばかりでなく、持株相互会社傘下の全ての子会社が挙げた利益も共有する権利がある、
- といった点が議論されており^{(注)66}、保険契約者の権利がどうなるかがポイントである。

株式会社化であれば相互会社のエンティティ・キャピタルなどのサープラスについて保険契約者は社員権補償を受けられるが、持株相互会社の場合には組織変更の見返りはなく、持株相互会社の下の子会社の株式の値上げ利益も享受できない^{(注)67}。

持株相互会社では、子会社の保険株式会社の株式の49%まで新規公開でき、市場環境

を睨んで資金調達が可能になるほか、敵対的な買収にも対抗できる。しかし、49%までしか新規公開できないので、長期的には資金調達に限界があることにもなる。

本質的には、保険契約者と外部株主の間の利益相反が問題であろう。保険契約者は低い保険料と高い保険配当を望むが、外部株主は収益の最大化による投資リターンの向上を追求するという意味で利益相反が生じることが問題であろう。この点は先に指摘したように株式会社化でも外部株主の比率が高まれば、同様の問題を提示するし、理論的には50%以上を外部株主が占めれば利益相反の程度は株式会社化の方が大きいことになる。

持株相互会社になると、傘下に銀行・証券・信託などの金融業各社を保有することになり、その株式保有コストは大きくなる。したがって、旧財閥系グループに属している生保会社にとっては、株式会社化して旧財閥系金融持株会社の下で他業進出を図る方がコス

(注) 66. 『生保経営』 第66巻第5号、[1998.9] pp. 135~136。
 67. 『生保経営』 第66巻第2号、[1998.3] pp. 205~207。

ト的にも有利かもしれない。

[7.4] 日本での株式会社化

(1) 相互会社の株式会社化

日本では生保相互会社の株式会社化が、進んでいる。2002年4月に株式会社化した大同生命、2003年4月に株式会社化した太陽生命（大同・太陽両者は、2004年4月にT&Dフィナンシャル生命を傘下中核会社とする生命保険業界初の上場持株会社である「株式会社T&Dホールディングス」を設立した。2004年4月に三井生命が、2010年4月に第一生命が株式会社化した。

日本では、20世紀末の金融危機の際、生命保険各社の経営悪化が表面化した。そこで、より大きな資金を市場から調達して経営基盤を安定させることや、コーポレート・ガバナンスの強化などを目的として、相互会社から株式会社への組織変更が見られるようになった。反面、株式上場の場合は株主配当や株主要求によって契約者の長期的利益の保護ができなくなるデメリットもある為、株式会社化に消極的な生命保険会社もある。なお、相互会社から株式会社への組織変更は、1995年の保険業法の全面改正によって認められるようになった（それまでは、株式会社から相互会社への組織変更だけが規定されていた）。その転換に際して、膨大な株主の誕生、小額契約者の端株、端株未満株主化が問題であるし、事務的負担の問題も無視できない。

株式会社化した生保相互会社は、

- ・大同生命保険株式会社（2002年）
- ・太陽生命保険株式会社（2003年）
- ・三井生命保険株式会社（2004年）
- ・第一生命保険株式会社（2010年）

であり、損保相互会社は、

- ・共栄火災海上保険株式会社（2003年）

である。

(2) 日本の協同組織金融機関の株式会社化

日本では相互会社の株式会社化のほかに、協同組織金融機関の信用金庫から普通銀行に転換した八千代銀行の事例がある。そこで、出資者である会員制度から株主組織に転換した八千代銀行の転換事例を検討し、その転換に伴う問題点を検討しておこう（以下は聞き取り調査による）。

八千代銀行は、1991年4月1日に「金融機関の合併及び転換に関する法律」第4条に準拠し、信用金庫から普通銀行に転換した。すなわち、信用金庫という協同組織（会員制度）から株式会社組織への企業形態の変更である^{(注)68}。

- ①資本金：信金としての出資金33億1,205万円が株式会社化時の資本金となった（合転法第25条によれば、金融機関の転換に当たって、発行する株式の発行価額総額は、その金融機関の現に存する純資産額を超えることができないとしている）。
- ②出資の株式への転換：商法上の制約で単位額面は5万円となるので、出資額5万円を1株に変換した。信金時代の最低出

(注)68. 以下は、八千代銀行へのヒアリング（2000年7月）による。

資額は1万円であったため、5万円未満の出資金および5万円の倍数に満たない額は端株とした。端株券は発行せず、定款に定める端株原簿に掲載した。普銀に対する反対会員の払い戻し請求には出資額を限度に応じることとしたが、反対会員は皆無であった。

③株主数：株式総数は33億1,205万円を5万円で控除した66,242株であるが、うち単位株式数は42,634株でその株主数は9,527名、端株数は23,608株で株主数は67,108名となった。

④端株の買い取り請求：端株株主の買い取り請求には対応した。買い取り価格は類似会社比準方式により、91年当時5万円券が126万円の買い取り価格になった。端株を集めて、単位株（5万円額面）とし、他行などの引き受けとした。端株の買い取りは、普銀転換後現在でも継続している。『東洋経済四季報 未上場会社版（1999年下期版）』によれば、株主には、従業員持株会（3.9%）、住友銀行（2.4%）、野村証券（1.2%）、東京都民銀行（1.1%）などの信金時代には非会員であった株主が存在する。端株買い取りについては、出資者の所在確認などによる事務作業が継続しているが、難航している。

⑤単位株の取引：単位株は相対取引が原則で、証券会社の窓口で受付け、端株買い取り価格で、機関投資家等の引き受けとした。単位株株主の売却もあったが、単位株主数の変化はない。

⑥上場の要請：株主の上場期待は大きい。99年9月に第三者割当増資を実施し（約2,500名）、増資に応じた先からの要望は大きい。上場後、金融機関としてはTier 1が過小なので、時価発行増資を申請したが、認可されなかった。

⑦ガバナンスの変化：中小零細企業の専門金融機関としての経営理念は不変だが、出資者と株主の意識構造の変化は大きい。株主総会は総代会に比べて経営者にとって、不特定の株主の出席もあり、緊張感ないし対応姿勢の厳しさが求められるようになったと認識している。経営の細部まで精査し、対応策を検討しておく必要がある。

以上のように、協同組織から株式組織への転換は、円滑に行なわれたといえるが、その事務処理は相当であったという。出資者は約7万人程度であったから、生命保険会社の契約者数に比べれば、事務量はかなり小さかったはずであるが、転換後ほぼ10年を経過しても端株買い取り請求が終了していないことなどを考えると、転換に伴う事務は相当の負担となるといえよう。また、出資金相当の資本金ということから過小資本であり、自己資本の充実に課題があった。また、地域金融機関であるので株主が地域的に偏ってしまい、敵対的買収の懸念があるとの指摘があるともいわれ、企業結合の容易性が增大しているとも見ることができよう。生命保険会社の場合には、圧倒的な事務量のほかに、資本金規模設定と株主への割り当て（寄与分）、端株・

端株未満の買い取りとその引き受けおよび買い取り価格の設定が問題となる。買い取り価格が高ければ、株式を手放す株主が多くなって、敵対的買収に遭うこともありえよう。

[7.5] 株式会社化の課題

(1) ウィンドフォールの発生

株式会社化する際、相互組織での社員権のうち所有権である残余財産分配請求権が、株式割当や現金の分配によって行なわれる。これは、それまで経済的な利益として認識されていなかったものが顕在化するわけで、社員にとっては臨時収入となる。過去に保険契約が終了した人が残していった財産に起因する利益（日本ではエンティティ・キャピタルとされ、株式会社後も永遠に留保される独特の扱いで、配当にはできない）についても、現在の社員で分配することになる場合には、社員の剰余への貢献分（寄与分）以上の経済的価値が分配されることになる（これをウィンドフォールという）。また、上場して、市場でプレミアムがつけば、キャピタル・ゲインも発生する。

このようなウィンドフォールの発生が、90年代半ばのイギリスの住宅金融組合の株式会社化によって、社員権を有する預金者等に生じたといわれる。このようなウィンドフォールを見込める相互組織の金融機関をターゲットにして、相当の社員権を取得した上で、株式会社化の要求を突き付けるのがカーペットバガー（carpetbagger）と呼ばれ

る投資グループの存在である。これまで、ネーションワイド、チェルサー&スキプトンなどがその攻勢を受けたといわれる。

このBSに対する投資家グループの攻勢は、生保相互会社にも及び、イギリスで業界第2位、ヨーロッパでも相互組織の生保としてはトップのスコットランドに本拠を置くスタンダードライフ社に対して、2000年2月にモナコのカーペットバガーによる株式会社化の要求が出て、6月27日に臨時社員総会が開催された。株式会社化して証券取引所に上場すれば、会社の市場価値が高まり、社員（有配当契約者）に相当のウィンドフォールが確保できるというのがカーペットバガーの主張である（社員1人当たり5,000～6,300ポンドのウィンドフォール）。社員総会では、契約者の45%が支持したものの株式会社転換に必要な75%には及ばず、カーペットバガーの要求は否決された。同様な要求がスコティッシュプロビデント、フレンズプロビデントにも出ているといわれる^{(注)69}。

このように株式会社化は、IPOによるウィンドフォールの発生をもたらすので、ある意味で株式会社化の利点でもあるかもしれないが、カーペットバガーの排除は必要であろう。また、株式会社化してもしばらくは経営の安定が図れないことがあることや、株価が低水準に留ったり、敵対的買収を受けることが有り得て、保険契約者にとって好ましくない状況が予想される。そこで、一定期間買収を禁止することも必要となろう。アメリカで

(注)69. 松岡 [2000] pp. 17～18。

は、州保険法で買収禁止規定があるケースが多く、オーストラリアでも禁止しているが、イギリス、日本にはこの規定はない^{(注)70}。

(2) S&Lの株式会社化の問題

アメリカのS&Lは、相互組織と株式組織が併存しているが、株式組織（会社）化が進んでいる。少なくとも、資産ベースでは圧倒的に株式組織のS&Lによって占められている。これは、アメリカでも金融規制緩和の潮流の進行によって、商業銀行とS&Lの同質化が進んだこと、S&Lの破綻処理の過程で資本注入の必要性があり、株式組織が活用されたことによるものであろう。

S&Lの株式会社化には、その破綻の過程で別の側面も呈していた。株式会社化により、自企業グループの機関銀行（ポケット・バンク）化すること、敵対的買収をかけることなどの弊害である。典型的なS&L破綻のケースでは、業務多角化のために規制の緩い州法免許に変更し、相互組織から株式組織への変更を行なうことが行なわれる。81年以降株主数の最低人数制限が撤廃され、少数の株主による支配（極端には1人）が可能になって、ワンマン経営が行なえるようになった。さらに、増資が容易になったので、資産の膨張につながり、その劣化が進むことに拍車をかけたのである^{(注)71}。

(3) 生保株式会社の存在の意義

生保相互会社の経営者には、コーポレート・ガバナンス的に見て、経営の安定性の重視、効率性の追求の軽視、という経営スタンスを採る誘因がある。このため、経営者の行動を規律付ける工夫が必要になるかもしれない。制度的には特別の工夫はないが、もし大規模な生保株式会社が誕生すれば、大規模な生保相互会社としても競争上、株式会社並みの規律付けが事実上行なわれることになる可能性がある^{(注)72}。

これまで、日本の大手生保会社は相互会社で、株式会社組織の生保会社の行動を予測して行動することは殆んどなかった。今後、大規模な生保株式会社が誕生すれば、そして一定の競争条件が確保されれば、生保相互会社の行動に影響が出てこよう。

このことは、ゲーム理論的にも、異なる目的関数をもつ主体間の行動として理解でき、経済厚生が高まることが期待できることと整合的である^{(注)73}。

問題は、生保契約者にとって相応しいコーポレート・ガバナンスとは何かという視点であろう。金融ビッグバンの下で、利便性の高い多様な商品を享受したいというのが、契約者のニーズであろう。この点で、保険加入者は生保相互会社の社員になるといってもその経営に参加することに興味があるということよりも、「相互会社の社員となることによ

(注)70. 村上 [2000] p. 56。

71. 柴田 [1992] p. 83, Eichler [1989] pp. 106~7。

72. 三隅 [2000]。

73. 村本 [1999]。

て、まさに協同組合加入時のようなメリットとともに生命保険事業への投資に対するリターンを得ることが可能となる」^{(注)74} という主張は説得的である。長濱 [1993] は、積極的な利益追求行為を相互会社にも認め、その剰余あるいは利益を可能な限り公平に分配することで、社員への賦課を極力少なくしていくことを求めるとともに、閉鎖集団としての相互会社がありうるとする。さらに保険料が相互会社への出資という側面には、保険事業が保障の提供だけでなく、アセットマネジメント事業を営んでいるので、それへの投資である（生命保険事業への投資）と考えている^{(注)75}。

このように考えると株主という目的関数の異なる主体が加わることは、リターンの最大化という面では保険契約者のニーズと合致するかもしれない。しかし、保険契約者の保険関係でのニーズとはアンビバレントである。したがって、生保相互会社の総代会が生保事業のアセットマネジメント事業にも適切な

経営監視機能を果せるのであれば相互会社という組織形態に問題はない。単純に言えば、株式会社化は不要となる。

ただし、相互会社に留る限り、生保会社の逆鞘問題などから自己資本増強の必要性に十分対応できない（基金による自己資本調達には総代会の付議事項で機動性に欠けること、剰余から積み立てるので償却負担の増大、償却が有税なので法人税負担の増加といった問題がある）。さらに、積極的な事業展開・総合金融サービス業化するには株式会社化が課題になる。しかし、既に指摘したように外部株主と保険契約者の間、株主契約者と非株主契約者との間には利害の対立があり（利益相反）、保険契約者にとって相応しい企業形態ではない。この点で、保険契約者の利益が確保される持株相互会社が適当である（少なくとも外部株主が過半になることはない。株式会社化であれば、過半を超えることがあり、保険契約者の利害は毀損される可能性が大きくなる）。

〈参考文献追加〉

川田剛『基本法人税法』大蔵財務協会、2002年6月。

半田剛「実務知識 金融機関と印紙税（二）」『金融法務事情』（第38号）1954年6月25日号、pp. 8～9。

(注)74. 長濱 [1993] p. 66。

75. 長濱 [1993]。

実質成長率は、14年度0.7%、15年度1.2%と予測

— 消費税増税の影響で個人消費と住宅投資が減速 —

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

角田 匠

(要 旨)

1. 14年1～3月の実質GDPは前期比1.5%増（年率5.9%増）

消費税増税前の駆け込み需要が本格化し、個人消費は前期比2.1%増と加速した。企業収益の回復に伴う投資マインドの改善を受けて、設備投資も4.9%増と大幅に増加した。一方、輸出から輸入を差し引いた純輸出は、実質成長率を0.3%ポイント押し下げた。

2. 消費税増税が下押し要因となるが、輸出回復を支えに景気は回復基調を維持

個人消費は駆け込み需要の反動減が一巡した後も、増税に伴う実質購買力の低下で伸び悩むと予想される。一方、米国をけん引役に世界経済の回復テンポが高まってくるとみられ、輸出は回復の勢いを徐々に取り戻そう。設備投資も堅調を維持する見通しである。日本経済は、消費税増税の影響で減速しつつも、回復基調を維持できると予想される。

3. 実質成長率は14年度0.7%、15年度1.2%と予測

14年度の実質成長率は0.7%と前回予測を据え置いた。大企業を中心とした賃上げがプラス要因となるが、消費税率の引上げで個人消費と住宅投資が押し下げられるとの見方に変化はない。15年度も消費税率の引上げ（15年10月に10%）が景気の下押し要因となる。個人消費は横ばい圏の動きが続き、景気の回復テンポは緩慢にとどまるとの見方を維持している。15年度の実質成長率は前回予測と同じ1.2%と予測した。

4. デフレ脱却に向けて日銀は追加金融緩和を実施へ

日銀は昨年4月に「量的・質的金融緩和」の導入を決定した後、様子見スタンスを続けている。当面も金融緩和効果を見守る姿勢を維持しよう。ただ、デフレ脱却に向けたハードルは依然として高く、消費税率引上げが早期のデフレ脱却を阻む要因となる。日銀は、消費税増税の影響が明確化する今年夏頃に追加金融緩和に踏み切ると予想される。

(注) 本稿は2014年5月19日時点のデータに基づき記述されている。

図表1 GDP成長率の推移と予測

(単位：%)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	前回(14年3月)	
	〈実績〉	〈実績〉	〈実績〉	〈予測〉	〈予測〉	14年度(予)	15年度(予)
実質GDP	0.3	0.7	2.3	0.7	1.2	0.7	1.2
個人消費	1.4	1.5	2.5	△ 0.8	△ 0.1	△ 1.3	△ 0.1
住宅投資	3.2	5.3	9.5	△ 1.3	△ 5.4	△ 1.0	△ 5.2
設備投資	4.8	0.8	1.7	3.1	3.6	2.7	3.6
公共投資	△ 3.2	1.3	15.3	0.2	△ 4.2	2.6	△ 3.8
純輸出(寄与度)	(△ 1.0)	(△ 0.8)	(△ 0.5)	(0.5)	(0.9)	(0.7)	(0.9)
名目GDP	△ 1.4	△ 0.2	1.9	2.1	1.9	2.3	1.8

(備考) 内閣府『四半期別GDP速報』より作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

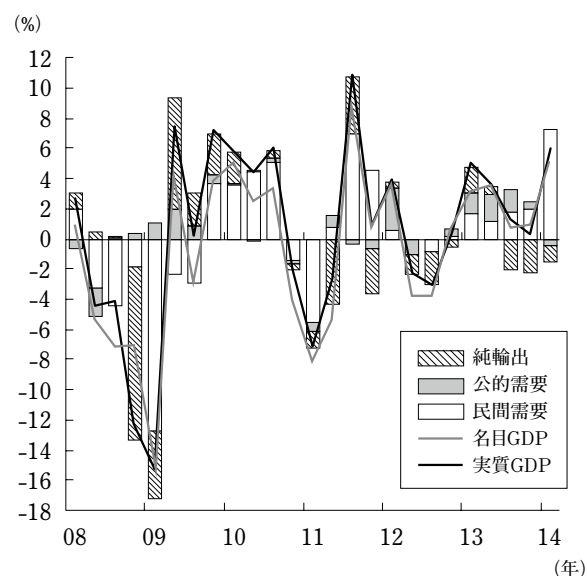
1. 14年1～3月の実質GDPは前期比1.5%増(年率5.9%増)

14年1～3月の実質GDPは、前期比1.5%増、年率に換算して5.9%増と6四半期連続のプラス成長となった(図表2)。13年度全体では、前年比2.3%増と12年度の0.7%増から加速した。また、13年度の名目GDPは、前年比1.9%増と3年ぶりに増加した。

1～3月は、消費税増税を直前に控え、個人消費が前期比2.1%増と前期の0.4%増から加速した。品目別では、乗用車や白モノ家電など大型耐久財に加え、食料品や日用品、衣類など幅広い品目で駆込み消費の動きが広がった(図表3)。住宅投資は着工ベースで駆込み需要の反動が出始めているが、出来高に合わせて計上されるGDPベースでは3.1%増と堅調に推移した。設備投資は4.9%増と高い伸びを示した。輸出採算の改善や堅調な内需を背景に、企業の投資マインドが上向いている。公共投資は2.4%減と5四半期ぶりに減少した。復興事業が峠を越えつつあるほか、緊急経済対策(12年度補正予算)に盛り込まれた公共事業の執行が一巡してきたためである。

米国を中心に世界経済が持ち直していることで、輸出は6.0%増と2四半期連続で増加した。ただ、国際収支統計の改定に伴う統計作成上の要因で押し上げられている側面がある。アジア新興国の景気回復力は依然として弱く、実勢ベースでみた輸出は力強さを欠いている。輸入も同様な要因で押し上げられているが、駆込み需要に対応した製品輸入の増加もあって、6.3%増と5四半期連続で増加した。この結果、輸出から輸入を差し引いた純輸出の寄与度はマイナス0.3%ポイントと、3四半期連続で実質成長率を押し下げる要因となった。

図表2 実質GDPの前期比年率と寄与度



(備考) 内閣府『四半期別GDP速報』より作成

図表3 個人消費関連指標（前年比増減率）

（単位：％）

	13年				14年				13年			14年		
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全世帯実質消費	△ 0.2	0.7	0.6	2.3	0.1	△ 1.6	3.7	0.9	0.2	0.7	1.1	△ 2.5	7.2	
平均消費性向(勤労者)	74.0	74.8	74.6	78.8	73.4	74.3	75.6	75.3	74.9	75.0	75.9	75.9	85.1	
乗用車販売	△ 7.5	1.7	20.3	20.9	△ 9.7	△ 1.6	18.1	18.4	16.7	26.5	30.6	18.8	16.7	
(普通+小型乗用車)	△ 10.0	△ 4.0	17.1	17.1	△ 15.5	△ 7.9	12.7	18.6	13.4	19.8	28.0	14.7	12.8	
(軽乗用車)	△ 3.4	12.9	26.5	27.4	1.6	10.0	28.9	18.2	23.0	39.3	34.9	25.9	23.8	
百貨店販売額	3.3	0.9	1.5	11.0	△ 2.2	3.0	3.0	△ 0.4	2.6	1.9	3.3	2.9	25.2	
スーパー販売額	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.5	3.3	△ 1.2	△ 1.3	△ 0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.8	0.6	11.1	
商業販売・小売業	0.7	1.2	3.0	6.6	△ 0.3	1.1	3.0	2.4	4.1	2.5	4.4	3.6	11.0	
(衣類・身の回り品)	4.5	2.6	0.4	3.6	0.9	3.7	3.6	△ 2.1	2.8	0.5	2.1	0.7	7.2	
(飲料・食料品)	1.1	1.6	2.3	3.1	1.3	1.6	2.0	1.4	3.5	2.1	2.1	1.6	5.4	
(自動車)	△ 4.0	0.2	14.3	14.3	△ 6.4	△ 3.2	11.1	14.6	13.8	14.5	21.2	15.2	9.2	
(家庭用機械)	△ 2.2	△ 3.5	4.3	19.5	△ 7.3	0.4	△ 2.9	5.5	8.0	0.8	7.4	11.1	37.3	
(燃料)	2.0	6.1	3.6	2.9	7.9	6.0	4.4	4.4	6.1	0.9	2.7	0.5	5.3	
(その他)	1.4	0.3	0.6	7.0	△ 0.5	0.1	1.3	△ 0.2	0.8	1.0	2.2	2.0	15.8	
外食産業売上高	—	—	—	—	0.1	2.0	△ 0.0	△ 1.6	1.6	1.6	3.4	△ 2.8	1.7	

（備考）1. 平均消費性向は季節調整済みの実数。百貨店、スーパーは既存店。外食産業売上高は全店ベース
2. 総務省『家計調査報告』、経済産業省『商業販売統計』などより作成

2. 消費税増税が下押し要因となるが、輸出回復を支えに景気は回復基調を維持

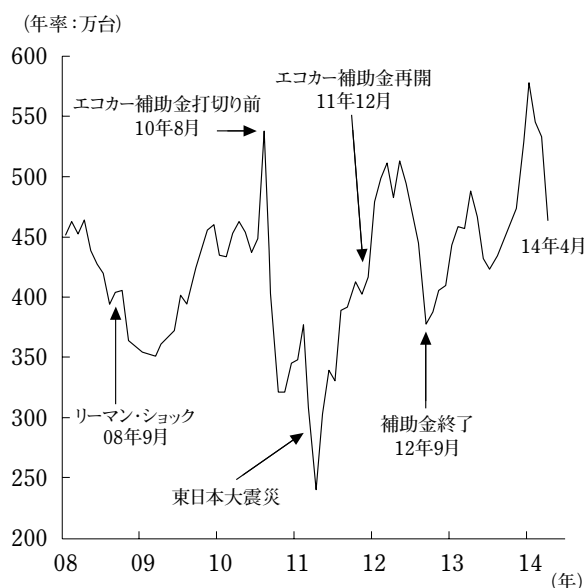
(1) 消費税増税の影響で当面の個人消費は弱含み

14年1～3月の実質成長率は、消費税率引上げを前にした駆け込み需要の本格化によって大きく押し上げられた。ただ、足元の住宅着工が減少に転じるなど、すでに駆け込み需要の反動が出始めている。4～6月には個人消費と住宅投資が大幅に減少する見通しで、全体でもマイナス成長は避けられないとみられる。

1～3月の個人消費は駆け込み需要の本格化で大幅に増加した。消費税増税に伴う値上げ幅が大きい乗用車は、昨年12月から大幅に増加した。今年2月の大雪による工場の一時操業停止などで一部車種の納車遅れが発生したものの、年度末まで高水準の販売が続いた（図

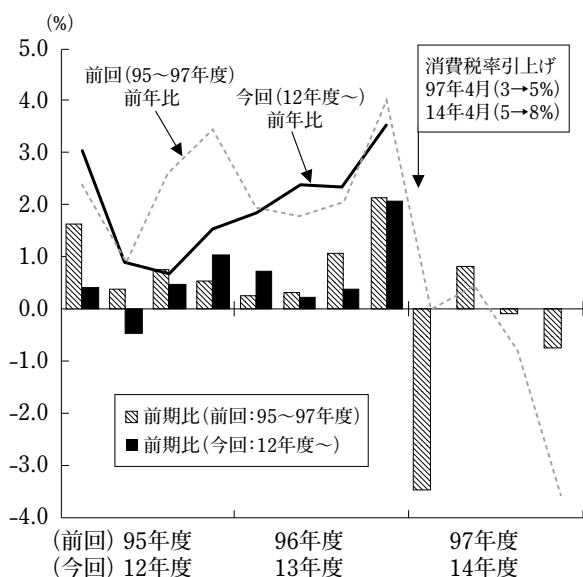
表4）。また、消費税増税直前の3月には、家電や日用品、飲食料品やたばこなど多くの品目で駆け込み消費の動きが広がった。ただ、4月以降は駆け込み需要の反動減が発生している。大企業を中心に賃上げが実施されたこと

図表4 乗用車販売台数の推移（年率換算）



（備考）1. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所による季節調整値
2. 乗用車販売台数は軽乗用車を含む
3. 日本自動車販売協会連合会資料より作成

図表5 消費税率引上げ前後の実質個人消費



(備考) 内閣府資料より作成

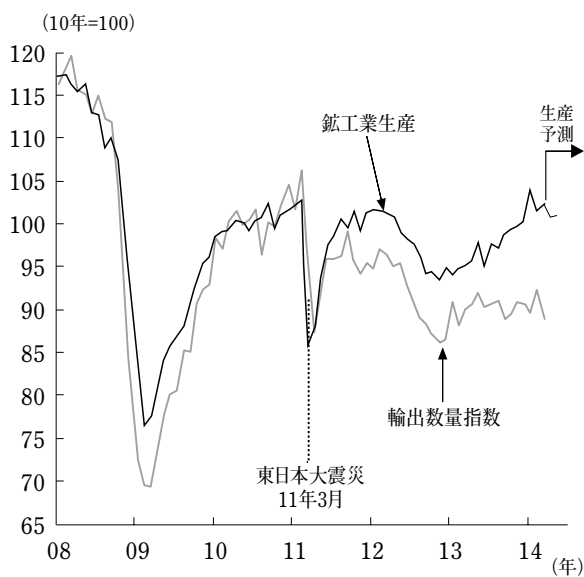
で、個人消費の一部には底堅さも散見されるが、全体としては低調に推移しているとみられる。今回の消費税率の引上げによって、家計の税負担は8兆円程度増える(税率1%で約2.7兆円の負担増)ため、駆込み需要の反動が一巡した後も増税の影響による実質購買力の低下が個人消費の下押し圧力となろう(図表5)。中小企業を含めたマクロベースでの賃上げの動きは鈍く、当面の個人消費は弱含みの動きが続くと予想される。

(2) 世界経済の回復を背景に輸出は徐々に回復テンポを高める見通し

消費税増税の影響で個人消費や住宅投資の減少が避けられないものの、今後は輸出の回復が日本経済を下支えすると予想される。

昨年度は、内需の回復が加速する一方、輸出の回復ペースは緩慢にとどまった(図表6)。世界経済の回復に弾みが付かなかったことが

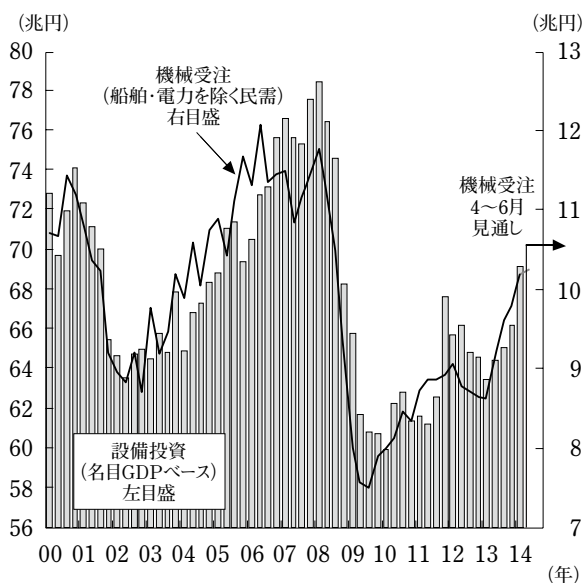
図表6 鉱工業生産指数と輸出数量指数の推移



(備考) 経済産業省、内閣府資料より作成

主因であり、特に日本の輸出先の5割を占めるアジア地域の景気回復が遅れているためである。ただ、足元では堅調な米景気に加え、欧州経済も上向いてきており、今後はアジア経済にも徐々に景気回復の動きが波及してくると予想される。また、昨年度は消費税増税を前にした駆込み需要への対応で、メーカー各社が輸出よりも内需を優先してきたといった側面もあった。円安を武器に外貨建て価格を引き下げてシェア拡大を進めるよりも、需要が強い国内への出荷を優先してきた。駆込み需要の一巡によって今後は輸出余力が高まってくるとみられ、円安に伴う価格競争力の回復を背景にメーカー各社は輸出向けの出荷に注力してくると予想される。空洞化の影響で電気機器の輸出回復力は鈍いとみられるが、世界経済が本格回復に向かうとともに、自動車や一般機械、化学・鉄鋼などを中心に輸出は回復テンポを高めていく公算が大きい。

図表7 名目設備投資と機械受注（年率換算）



（備考）内閣府資料より作成

設備投資も消費税増税後の日本経済の下支え役として期待される。企業収益の改善を背景に投資マインドが上向いていることに加え、円高が是正されたことで国内での設備投資を見直す動きが出始めている。先行指標である機械受注（船舶・電力を除く民需）は、14年1～3月に前期比4.2%増と13年10～12月の1.9%増から加速し、4四半期連続で増加した（図表7）。設備投資においても、消費税増税前の駆け込み需要が一部で発生^{（注）1}したとみられるが、4～6月の受注見通しは0.4%増と引き続き底堅く推移する見通しである。また、日銀「短観」の14年度の設備投資計画をみても、大企業は0.1%増と小幅ながら3年連続の増加が見込まれている。日銀「短観」の3月調査は、計画が固まっていないなどの理由で低めの見通しになる傾向がある点を考慮すると、企業の投資

意欲は今年度も底堅いと考えられる。

14年度の日本経済は、消費税増税に伴う個人消費と住宅投資の落込みで減速は避けられないが、輸出と設備投資の回復がカバーして、緩やかながらも回復基調を維持できると予想される。

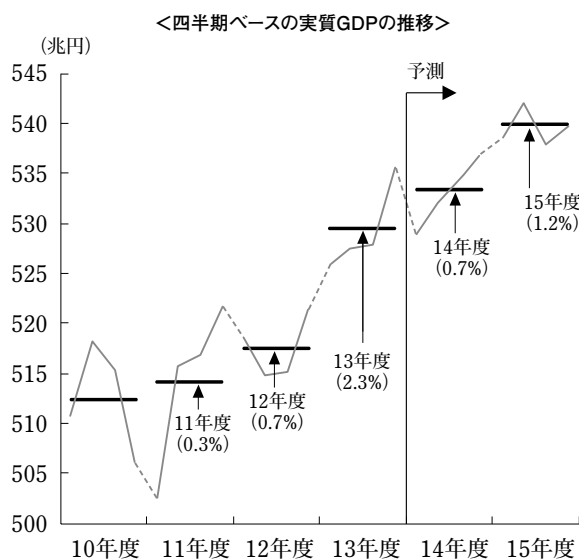
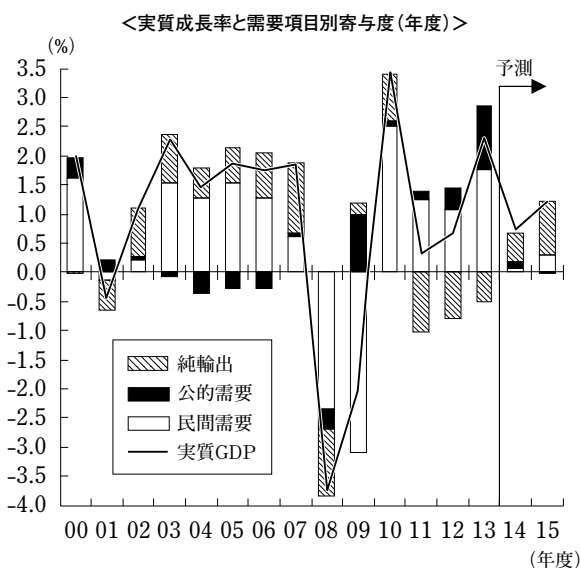
3. 実質成長率は14年度0.7%、15年度1.2%と予測

消費税率の引上げ（14年4月に8%、15年10月に10%）が景気を下押しするとの見方に変化はなく、実質成長率は14年度が0.7%、15年度が1.2%と前回予測を据え置いた（図表8）。

14年度は、消費税増税が景気の下押し要因となる。個人消費は駆け込み需要の反動減が一巡した後も、増税の影響による実質購買力の低下で伸び悩む公算が大きい。低所得者向けに現金を配る簡素な給付措置が実施されるが、その効果は限定的とみられる。個人消費は前年比0.8%減とリーマン・ショックに見舞われた08年度以来6年ぶりに減少すると予想される。住宅投資も消費税増税が下押し要因となる。ただ、14年4月から住宅ローン減税の控除額が拡大されたことで増税の影響はやや緩和される。また、年度下期頃からは15年10月の消費税率の再引上げを意識した前倒しの需要が出始める可能性もある。住宅投資は1.3%減と前回の消費税率引上げ後（97年度は18.9%減）に比べると小幅な減少にとどまると予測した。公共投資は緊急経済対策

（注）1. 設備投資に関する消費税は、仕入れなどの経費にかかる消費税と同様に控除対象となるため、通常は消費税増税の影響はニュートラルとなる。ただ、売上高の一定比率を「みなし仕入れ率」として支払い消費税を控除する制度（簡易課税制度）を選択している企業では、消費税率引上げに伴って投資額が増えるため、増税前に投資を前倒しするインセンティブが働くことになる。

図表8 実質GDP成長率の推移と予測



(備考) 右図中の () 内の数値は年度ベースの実質成長率。内閣府資料より作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

の効果が徐々に薄れていく。消費税増税に備えた経済対策がプラス要因となるが、14年度の公共投資は0.2%増と前年度(15.3%増)から大幅に減速しよう。

14年度の景気を支えると想定しているのが輸出である。世界経済の回復テンポが高まることや円高是正に伴う価格競争力の回復で輸出の伸びが高まろう。一方、輸入は、前年度に消費税増税前の駆込み需要に対応する形で伸びた反動もあって、増勢は鈍化すると予想される。原発の再稼働に向けた調整が難航しているため、今年度も高水準の燃料輸入が続くとみられるが、純輸出の寄与度は0.5%ポイントと4年ぶりにプラスに転じると予測した。

15年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられるため、15年度も家計の税負担増が続く。駆込み需要による影響はニュートラル(上期は駆込み需要、下期は反動減)となるが、年度平均では1%分の消費税が家計の負

担増となる。14年度の景気減速で賃金の回復にも弾みが付かないとみられ、個人消費は横ばい圏の動きが続くと予想される。住宅投資は消費税増税によるマイナスの影響が広がる。消費税率が10%に引き上げられる15年10月からは、すまい給付金(年収に応じた現金給付)が増額されるが、14年度から実施されている住宅ローン減税の拡大などの軽減措置は予定されていない。消費税率が10%に引き上げられる前までに相当数の住宅需要の前倒しが進む可能性が高く、15年度下期以降の住宅投資は大きく落ち込むと予想される。

追加的な財政政策を見込まないため、公共投資もマイナスに転じると予測した。この結果、内需の寄与度はプラス0.3%と小幅な増加にとどまろう。世界経済の持続的拡大に伴って輸出は増勢を維持するものの、15年度も景気回復の勢いは弱いとみられる。

(1) 前提条件—為替相場、原油価格、財政政策、海外経済

(為替相場)

昨年末にかけて1ドル105円台まで円安ドル高が進んだものの、今年1月後半には新興国通貨安をきっかけに世界的に株価が下落、投資資金の回避先として円を買い戻す動きが広がった。2月3日のNY市場では一時1ドル100円台まで円高ドル安が進んだ。ただ、日本の輸入企業による実需の円売り圧力も強く、その後は再び円売り優勢の展開となった。3月には1ドル103円台、4月3日には一時1ドル104円台まで円安が進んだ。しかし、4月8日の黒田日銀総裁の記者会見を受けて、日銀の追加緩和観測が後退したことから、相場の流れは再び円高方向に傾いた。足元でも、ウクライナ情勢の緊迫化を背景に米長期金利が低下したことなどから、ドルは上値の重い展開が続いている。当面も材料難のなか円ドル相場は一進一退の動きが続くとみられる。もっとも、中期的な円安ドル高の流れは崩れていないと考えられる。日銀は「量的・質的金融緩和」の効果を見守る姿勢を続けているが、消費税増税後の景気下支えとデフレ脱却に向けて追加金融緩和に踏み切るとみられ、段階的にQE3を縮小している米国との金融政策の方向性の違いが明確化してこよう。14年度も基調として円安ドル高傾向で推移すると予想される。経済見通しの前提となる年度平均の為替レートは、14年度1ドル106円、15年度1ドル112円と想定した。

(原油価格)

原油価格 (WTI) は、今年1月に1バレル91

ドル台まで下落したものの、米景気の底堅さを示す指標が発表されたことなどをきっかけに反発した。米国を襲った記録的な寒波も買い材料となり、2月には1バレル100ドルを回復した。ウクライナ情勢の緊迫化も原油価格の上昇要因となった。天然ガスの供給不安から原油需要が高まるとの見方が広がり、3月3日には1バレル104ドル台へ上昇した。ただ、その後は中国経済の減速懸念などから原油相場は売り優勢に転じた。4月30日に発表された米国の1～3月の成長率が市場予想を下回ったことも弱材料となり、同日の原油価格は1バレル100ドルを割り込んだ。中国経済に対する先行き不安は依然として根強く、当面も軟調な相場が続くと予想される。先行きについては、世界経済の回復で原油需要が高まってくるとみられるが、QE3の規模縮小が進むとともに原油相場に流入していた投資マネーの巻戻しが進む可能性がある。米国のシェールオイルの増産など構造的な弱材料もあり、原油相場は上値の重い展開が続くと予想される。経済見通しの前提となる原油価格 (通関ベース) は、14年度1バレル111ドル、15年度1バレル114ドルと想定した。

(財政政策)

政府は消費税増税による景気の腰折れを避けるための経済対策を決定し、14年2月6日にその財源となる13年度の補正予算 (5.5兆円) が成立した。被災地のインフラ復旧に1.1兆円、防災・安全対策に1.2兆円が充てられる。また、消費税増税で負担が増す低所得者向けの簡素な現金給付なども盛り込まれている。た

だ、昨年2月に成立した12年度補正予算（緊急経済対策）の効果で、足元の公共投資は押し上げられている。国費ベースで10兆円超が追加された12年度補正予算に比べて今回の予算規模は小さく、景気を押し上げる効果は限られよう。なお、消費税率は、14年4月の8%への引上げに続いて、15年10月には予定通り10%に引き上げられると想定している。

（海外経済）

〈米国〉…14年1～3月の実質GDPは前期比年率0.1%増（事前推定値）と大きく減速した。個人消費は3.0%増と底堅く推移したが、大雪による工事の遅れで住宅投資が5.7%減と2四半期連続のマイナスとなった。設備投資も2.1%減少した。ただ、天候の回復とともに景気は上向いており、3月の経済指標は総じて景気回復を示唆する結果となった。雇用情勢も回復の勢いを取り戻している。4月の非農業部門の雇用者数は前月比28.8万人増と大幅に増加し、失業率は6.3%に低下した。好調な雇用環境を追い風に、今後も個人消費の回復が続くと見込まれるほか、寒波の影響が一巡したことで住宅投資も上向いてくると予想される。14年の米国経済は民需主導で徐々に成長テンポを高めよう。実質成長率は、14年2.5%、15年2.8%と予測した。

〈欧州〉…14年1～3月のユーロ圏の実質GDPは、前期比0.2%増と4四半期連続で増加した。イタリア、ポルトガル、ギリシャなどの南欧諸国の景気回復テンポは鈍いが、ユーロ圏全体の景気は持ち直している。特に、

ユーロ圏経済の中心であるドイツ経済に力強い動きがみられる。底堅い雇用情勢を反映して個人消費が堅調を維持しているほか、域内景気の底入れで輸出も回復しているためである。今後も緊縮財政の影響で南欧諸国の景気回復テンポは緩慢にとどまろうが、ドイツをけん引役にユーロ圏経済は緩やかな回復軌道をたどると予想される。ドイツの実質成長率は14年1.9%、15年2.1%と予測した。ユーロ圏の実質成長率は14年に1.1%と3年ぶりのプラス成長に転じ、15年には1.6%と回復ペースが高まると予測した。

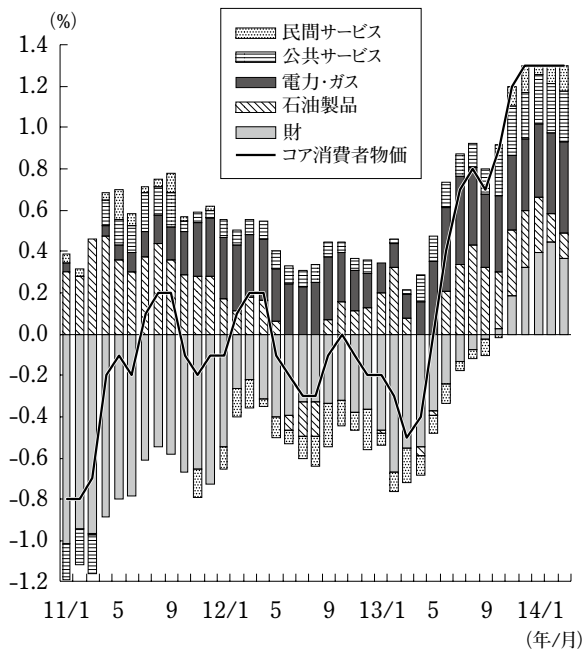
〈中国〉…14年1～3月の中国の実質成長率（前年比）は7.4%と、10～12月の7.7%から減速した。輸出が落ち込んだことに加え、不動産を中心に固定資産投資の増勢が鈍化しているためである。ただ、寒波の影響で一時的に減速した米国経済が力強さを取り戻しつつあるほか、欧州景気も緩やかに回復するなど、中国の輸出環境は改善に向かっている。世界経済の回復とともに、中国経済も徐々に回復の勢いを取り戻すと予想される。実質成長率は、14年7.2%、15年7.3%と予測した。

4. デフレ脱却に向けて日銀は追加金融緩和を実施へ

（1）増税の影響を除く物価上昇テンポは緩やかにとどまる見通し

14年3月のコア消費者物価（生鮮食品を除く総合）は前年比1.3%の上昇と、10か月連続のプラスとなった。引き続き電力料金やガ

図表9 コア消費者物価の前年比と寄与度



(備考) 総務省資料より作成

ソリンなどエネルギーが物価の押し上げに大きく寄与しているが、パソコンやカメラ、電気洗濯機や電子レンジなど、これまで値下がり が常態化していた多くの品目がプラスに転じている (図表9)。国内需給に起因する物価 動向を示す食料・エネルギーを除く指数 (米 国式コア指数) をみても、14年3月は前年比 0.7%の上昇と6か月連続で上昇している。

もっとも、3月までの消費者物価は、消費税 増税前の駆け込み需要の本格化で個人消費が実 勢以上に好調に推移してきたことも影響して いる。今後は消費税率の引上げに伴って個人 消費は減速するとみられ、昨年度のような値 上げの動きは一服しよう。賃金上昇も一部の 大企業に限られるとみられ、外食や家電、自 動車など嗜好品は増税分を転嫁するだけで精 一杯と考えられる。消費者物価は増税分の転 嫁によって年度当初こそ高めの上昇となろう

が、その水準からの値上げは難しく、前年比 でみた上昇テンポは徐々に鈍化していくと予 想される。14年度のコア消費者物価は前年比 3.0%の上昇、消費税増税の影響 (2%程度) を除くベースでは1.0%程度の上昇と予測した。

15年度も消費税増税 (15年10月から10%) が個人消費の下押し要因となる。賃金上昇の 動きも広がりやを欠くとみられ、物価上昇テン ポは緩やかにとどまろう。コア消費者物価は 前年比2.0%の上昇、消費税増税の影響を除 くと1.3%程度の上昇と予測した。なお、GDP デフレーターは、13年度まで16年連続 (98~13 年度) のマイナスとなったが、14年度は1.4%の 上昇、消費税率引上げの影響 (1.4%程度) を 除くとほぼ横ばいと下落に歯止めがかかると 予測した。

(2) 日銀は今年夏頃に追加金融緩和を実施へ

日銀は、13年4月3~4日の金融政策決定会 合で、「量的・質的金融緩和」の導入を決定 し、2年程度の期間をメドに2%の物価安定 目標の達成を目指すことを打ち出したが、そ の後は様子見スタンスを続けている。

14年4月30日に開催された金融政策決定会 合では、経済と物価の見通しをまとめた「展 望レポート」が発表された。輸出の回復が遅 れていることなどを理由に、14年度の実質成 長率が前回予測 (今年1月の中間評価) の 1.4%から1.1%に下方修正されたものの、消費 者物価上昇率は3.3% (消費税率引上げの影響 を除くと1.3%) と前回の見通しが据え置か れた。マクロ的な需給バランスがほぼゼロ近

傍に達しており、需給面からみた賃金と物価の上昇圧力は着実に強まっていくと予想している。また、物価上昇率2%の達成時期について、黒田総裁は、「見通し期間（14～16年度）の中盤に当たる15年度を中心とする期間を考えている」と述べ、現時点では「2%の達成時期が後ずれしていることはない」と目標の達成に向けた自信を示した。ちなみに、展望レポートでは、15年度の消費者物価上昇率は2.6%、消費税率の影響を除くベースでは1.9%と予測されている。

もっとも、デフレ脱却に向けたハードルは依然として高いと考えられる。大胆な金融緩和の効果によって円高是正が進み、景気回復

やデフレ脱却に向けた期待は着実に高まっているものの、デフレから脱却するためには、持続的な経済成長の下で賃金が安定して増えていくことが必要である。しかし、実体経済が民需主導による自律的な回復局面に入り、賃金上昇のすそ野が広がるまでにはなお時間を要する。特に、賃金の引上げが広がりやを欠くなかでの消費税率の引上げは、個人消費を下押しし、早期のデフレ脱却を阻む要因となる。

日銀は、当面も現在の金融緩和政策の効果を静観する姿勢を維持しようが、最大の目標であるデフレ脱却をより確かなものとするために、消費税増税の影響が明確化する今年夏頃に、追加金融緩和に踏み切ると予想される。

〈14年度、15年度の日本経済予測（前年度比）〉

(単位：％、十億円)

	11年度 〈実績〉	12年度 〈実績〉	13年度 〈実績〉	14年度 〈予測〉	15年度 〈予測〉
名目GDP	△ 1.4	△ 0.2	1.9	2.1	1.9
実質GDP	0.3	0.7	2.3	0.7	1.2
国内需要	1.4	1.4	2.7	0.2	0.3
民間部門	1.6	1.4	2.2	0.1	0.4
民間最終消費支出	1.4	1.5	2.5	△ 0.8	△ 0.1
民間住宅投資	3.2	5.3	9.5	△ 1.3	△ 5.4
民間企業設備	4.8	0.8	1.7	3.1	3.6
民間在庫品増加	△ 1,513	△ 1,892	△ 3,502	△ 2,698	△ 2,621
政府部門	0.5	1.4	4.5	0.5	0.1
政府最終消費支出	1.2	1.5	2.1	0.6	1.0
公的固定資本形成	△ 3.2	1.3	15.3	0.2	△ 4.2
財・サービスの純輸出	11,974	8,359	7,063	11,250	16,735
財・サービスの輸出	△ 1.6	△ 1.2	4.7	11.5	8.4
財・サービスの輸入	5.3	3.7	7.1	7.2	3.0

(備考) 内閣府資料より作成。在庫投資、財貨・サービスの純輸出は実額。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〈実質成長率の需要項目別寄与度〉

(単位：％)

	11年度 〈実績〉	12年度 〈実績〉	13年度 〈実績〉	14年度 〈予測〉	15年度 〈予測〉
実質GDP	0.3	0.7	2.3	0.7	1.2
国内需要	1.4	1.4	2.8	0.2	0.3
民間部門	1.2	1.1	1.7	0.1	0.3
民間最終消費支出	0.8	0.9	1.5	△ 0.5	△ 0.0
民間住宅投資	0.1	0.2	0.3	△ 0.0	△ 0.2
民間企業設備	0.6	0.1	0.2	0.4	0.5
民間在庫品増加	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	0.2	0.0
政府部門	0.1	0.4	1.1	0.1	△ 0.0
政府最終消費支出	0.2	0.3	0.4	0.1	0.2
公的固定資本形成	△ 0.1	0.1	0.7	0.0	△ 0.2
財・サービスの純輸出	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5	0.5	0.9
財・サービスの輸出	△ 0.2	△ 0.2	0.7	1.9	1.6
財・サービスの輸入	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.6

(備考) 内閣府資料より作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〈前提条件〉

	11年度 〈実績〉	12年度 〈実績〉	13年度 〈実績〉	14年度 〈予測〉	15年度 〈予測〉
為替レート (円/ドル)	79.0	82.9	100.2	106.0	112.0
原油価格 (CIF,ドル/バレル)	114.1	114.1	110.0	111.0	114.0
(前年比、％)	36.1	0.0	△ 3.6	0.9	2.7
公定歩合 (％)	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
無担保コール翌日物 (％)	0.00～0.10	0.00～0.10	0.00～0.10	0.00～0.10	0.00～0.10

(備考) 日本銀行資料などより作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〈主要経済指標の推移と予測〉

	11年度 〈実績〉	12年度 〈実績〉	13年度 〈実績〉	14年度 〈予測〉	15年度 〈予測〉
鉱工業生産指数 (前年比、%)	98.7 △ 0.7	95.8 △ 2.9	98.9 3.2	100.9 2.0	103.7 2.8
第3次産業活動指数 (前年比、%)	98.5 0.7	99.2 0.7	100.5 1.3	99.7 △ 0.8	100.7 1.0
完全失業率 (季調済、%)	4.5	4.3	3.9	3.9	3.8
国内企業物価 (前年比、%)	1.4 △	1.1	1.9	3.7	2.1
コア消費者物価 (前年比、%) 〈消費税増税の影響を除く〉	0.0 △	0.2	0.8	3.0 <1.0>	2.0 <1.3>
米国式コア (前年比、%) 〈消費税増税の影響を除く〉	0.8 △	0.6	0.2	2.2 <0.6>	1.5 <1.0>

(備考) 1. 米国式コアは食料・エネルギーを除く総合指数。経済産業省、総務省資料などより作成
2. 予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〈経常収支〉

(単位：億円、%)

	10年度 〈実績〉	11年度 〈実績〉	12年度 〈実績〉	13年度 〈実績〉	14年度 〈予測〉	15年度 〈予測〉
経常収支	179,763	79,194	42,233	7,899	29,583	74,346
前年差	12,810	△ 100,542	△ 36,962	△ 34,334	21,684	44,762
名目GDP比 (%)	3.7	1.7	0.9	0.2	0.6	1.5
貿易・サービス収支	52,225	△ 52,964	△ 94,338	△ 144,422	△ 128,351	△ 91,438
前年差	4,412	△ 105,189	△ 41,374	△ 50,084	16,072	36,913
貿易収支	80,332	△ 22,097	△ 52,474	△ 108,642	△ 96,068	△ 60,863
前年差	82	△ 102,428	△ 30,377	△ 56,169	12,574	35,205
サービス収支	△ 28,106	△ 30,867	△ 41,864	△ 35,779	△ 32,282	△ 30,575
前年差	4,331	△ 2,761	△ 10,997	6,085	3,497	1,707
第1次所得収支	139,260	143,085	146,147	166,596	171,578	178,923
前年差	9,391	3,825	3,062	20,449	14,982	7,346
第2次所得収支	△ 11,749	△ 10,927	△ 9,577	△ 14,276	△ 13,644	△ 13,140
前年差	△ 994	822	1,350	△ 4,699	632	504

(備考) 日本銀行『国際収支統計』より作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〈主要国の実質成長率の推移と予測〉

(単位：前年比、%)

国名	10年	11年	12年	13年	14年(予)	15年(予)
米国	2.5	1.8	2.8	1.9	2.5	2.8
ユーロ圏	1.9	1.6	△ 0.6	△ 0.4	1.1	1.6
ドイツ	3.9	3.4	0.9	0.5	1.9	2.1
フランス	1.9	2.1	0.4	0.4	0.8	1.4
イギリス	1.7	1.1	0.3	1.7	2.4	1.6
中国	10.4	9.3	7.7	7.7	7.2	7.3

(注) 各国資料より作成。予測は信金中央金庫 地域・中小企業研究所

信用金庫の定期積金の動向

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席調査役
とね かずゆき
刀襦 和之

(ポイント)

- 全国信用金庫の2013年度末の定期積金残高は、前期比0.3%減の4兆9,628億円となり、預金残高に占める割合も2003年度末の7.0%から3.8%にまで低下した。
- 定期積金口数は、前期比4.3%減の949万口となり、2期連続で1,000万口を下回った。
- 預金規模別の定期積金残高は、8階層で前期比増加した。2003年度末比でみると、全10階層で残高が10~40%弱減少しており、総じて規模の大きい階層ほど減少幅も大きい。
- 地区別の定期積金残高は、四国、北海道などの8地区で前期を上回った。2003年度末と比べると、四国（7.0%増）を除く10地区で25%超の減少となった。
- 預金残高に占める定期積金の割合は、「10%以上」の信用金庫が2003年度末の8.1%（25金庫）から2013年度末には0.3%（1金庫）に、「2%未満」の信用金庫が1.3%（4金庫）から6.7%（18金庫）に変化している。

1. 全国信用金庫の定期積金の動向

(1) 残高の推移

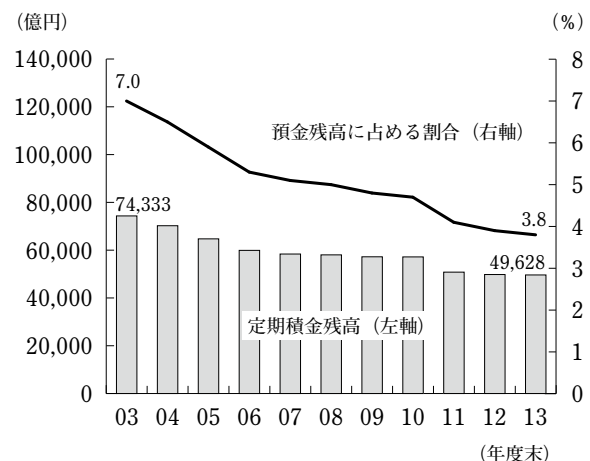
全国信用金庫の2013年度末の定期積金残高は、前期比176億円、0.3%減の4兆9,628億円となった（図表1）。

営業活動の生産性向上を主な目的に定期積金を効率化する動きが続いている。そのため、2003年度末（7兆4,333億円）と比較すると、2兆4,705億円、33.2%減となり、残高も5兆円を割り込んだ。

また、預金残高に占める割合も2003年度

末の7.0%から2013年度末には3.8%と、ほぼ半減している。

図表1 定期積金残高の推移



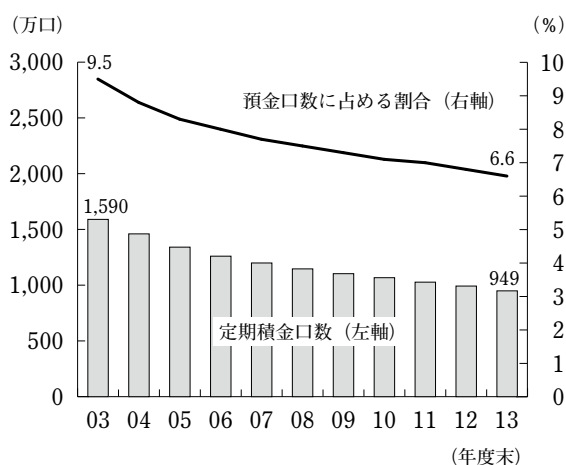
※本稿は、日本銀行『預金者別預金調査表』より作成している。

(2) 口数の推移

2013年度末の定期積金口数は、前期比43万口、4.3%減少の949万口と、2期連続で1,000万口の大台を下回った(図表2)。

2003年度末の口数と比較すると、641万口、40.3%減となり、残高・口数ともに減少が著しいことがうかがえる。預金口数に占める割合も、2003年度末の9.5%から2013年度末には6.6%にまで低下した。

図表2 定期積金口数の推移



2. 預金規模別の定期積金残高

2013年度末の預金規模別の定期積金残高は、「1,000億円以上1,500億円未満」「700億円未満」などの8階層で前期比増加した(図表3)。

2013年度末の預金残高に占める定期積金の割合をみると、「700億円未満」の5.6%に対し、「1兆5,000億円以上」が3.5%となるなど、総じて規模の大きい階層ほど割合は低い。

2003年度末比では、全10階層で2桁減少した。「700億円未満」の11.2%減から「1兆5,000億円以上」の38.7%減まで、総じて規模の大きい階層ほど減少幅が大きい。

3. 地区別の定期積金残高

2013年度末の地区別の定期積金残高は、四国が10.8%増となったほか、北海道(3.7%増)、九州北部(3.4%増)など8地区で前期比増加し、東京(5.4%減)など3地区で前期を下回った(図表4)。

預金残高に占める定期積金の割合を地区別

図表3 預金規模別の定期積金残高の推移

(単位：億円、%)

預金規模	03年度末	預金に占める割合	12年度末	預金に占める割合	13年度末	預金に占める割合	03年度末比		12年度末比	
							増減率	増減額	増減率	増減額
1兆5,000億円以上	22,009	7.0	13,937	3.7	13,479	3.5	△ 38.7	△ 8,530	△ 3.2	△ 457
1兆円以上	6,739	6.7	4,128	3.4	4,145	3.3	△ 38.4	△ 2,594	0.3	16
7,000億円以上	9,589	6.8	6,739	4.0	6,709	3.8	△ 30.0	△ 2,879	△ 0.4	△ 29
5,000億円以上	10,029	6.9	6,786	3.8	6,798	3.8	△ 32.2	△ 3,231	0.1	11
3,000億円以上	12,096	7.3	8,181	4.2	8,273	4.2	△ 31.6	△ 3,822	1.1	92
2,000億円以上	5,890	6.9	4,130	4.2	4,204	4.2	△ 28.6	△ 1,686	1.7	73
1,500億円以上	3,164	7.4	2,212	4.3	2,221	4.2	△ 29.8	△ 943	0.4	9
1,000億円以上	3,146	7.3	2,374	4.7	2,457	4.8	△ 21.9	△ 689	3.5	83
700億円以上	1,307	7.3	1,026	5.0	1,043	4.9	△ 20.1	△ 263	1.6	17
700億円未満	331	7.8	287	5.6	294	5.6	△ 11.2	△ 37	2.6	7
合計	74,333	7.0	49,805	3.9	49,628	3.8	△ 33.2	△ 24,705	△ 0.3	△ 176

(備考) 図表4とも他業態との合併等を考慮しない。

図表4 地区別の定期積金残高の推移

(単位：億円、%)

地区	03年度末	12年度末	13年度末	03年度末 比増減率	12年度末 比増減率
北海道	2,936	2,103	2,181	△ 25.7	3.7
東北	3,163	2,097	2,163	△ 31.6	3.1
東京	16,978	11,322	10,708	△ 36.9	△ 5.4
関東	12,270	8,023	8,095	△ 34.0	0.9
北陸	2,818	2,002	1,971	△ 30.0	△ 1.5
東海	17,218	11,973	11,973	△ 30.4	0.0
近畿	11,583	7,489	7,675	△ 33.7	2.4
中国	3,463	1,878	1,815	△ 47.5	△ 3.3
四国	889	858	951	7.0	10.8
九州北部	1,225	814	841	△ 31.3	3.4
南九州	1,726	1,203	1,203	△ 30.2	0.0
合計	74,333	49,805	49,628	△ 33.2	△ 0.3

(備考) 沖縄県は合計に含む。

にみると、北陸が5%を上回る一方で、近畿は2%台にとどまった。

2003年度末と比較すると、四国が7.0%増と唯一残高が増加したほかは、10地区で25%を超える減少幅であった。

4. 信用金庫別の定期積金残高

(1) 2003年度末との比較

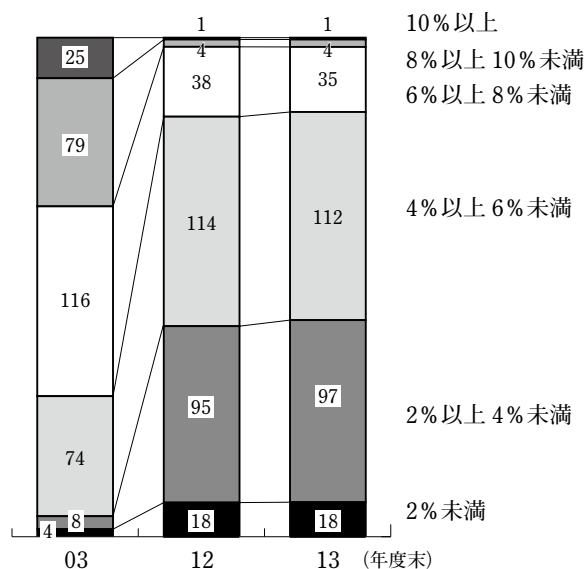
2003年度末から2013年度末までの定期積金の増減状況は、27金庫で残高が、12金庫で口数が増加した。また、残高・口数ともに増加は8金庫だったのに対し、ともに減少した信用金庫は236金庫と全体のほぼ9割に達する。

(2) 預金残高に占める割合

2013年度末の預金残高に占める定期積金の割合は、①4%未満が115金庫（構成比43.0%）、②4%以上6%未満は112金庫（41.9%）、③6%以上は40金庫（14.9%）となった（図表5）。

2003年度末の割合と比べると、「10%以上」の信用金庫が8.1%（25金庫）から2013年度末には0.3%（1金庫）に減少した。その一方で、「2%未満」の信用金庫は1.3%（4金庫）から6.7%（18金庫）に増加している。

図表5 定期積金残高の割合の変化



信用金庫の医療・福祉向け貸出の動向

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席調査役
とね かずゆき
刀襦 和之

(ポイント)

- 全国信用金庫の2013年度末の医療・福祉向け貸出残高は、前期比6.4%増の2兆565億円となり、統計開始以降、はじめて2兆円の大台に乗った。
- 医療・福祉向け貸出を先数ベースでも、2013年度末には前期比2.7%増の3万6,190先となった。残高・先数とも順調に拡大している。
- 医療・福祉向け貸出残高の内訳をみると、老人ホーム・介護施設等の伸びが著しく、2013年度末には2003年度末比で11.5倍に達する。
- 地区別の医療・福祉向け貸出残高は、南九州を除く10地区で前期を上回った。なかでも、中国(16.5%増)が2桁の高い伸びであった。
- 企業向け貸出残高に占める医療・福祉向け貸出の割合は、「10%以上」が9.7%(26金庫)となる一方で、「2%未満」は11.6%(31金庫)であった。

1. 全国信用金庫の医療・福祉向け貸出

(1) 残高の推移

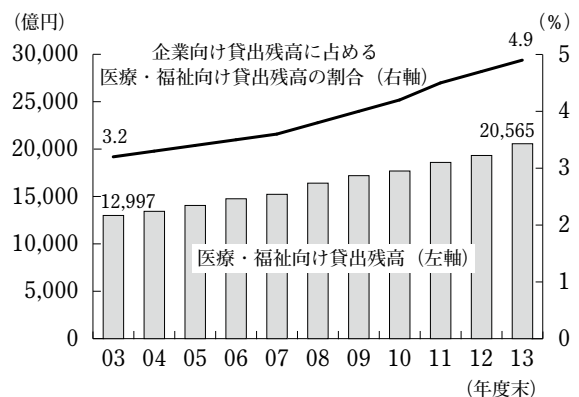
全国信用金庫の2013年度末の医療・福祉向け貸出残高は、前期比1,239億円、6.4%増の2兆565億円となり、2002年度末の統計開始以降、はじめて2兆円の大台に乗った(図表1)。

2003年度末と比べると、7,567億円、58.2%の増加となる。

企業向け貸出に占める割合も高まってお

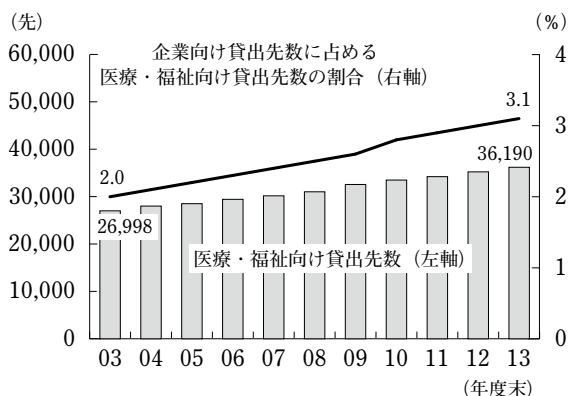
り、2003年度末の3.2%から2013年度末には4.9%にまで拡大した。

図表1 医療・福祉向け貸出残高の推移



※本稿は、日本銀行『業種別貸出金調査表』より作成している。このため、「日計表」による科目別・貸出金の貸出金計とは一致しない。

図表2 医療・福祉向け貸出先数の推移



(2) 先数の推移

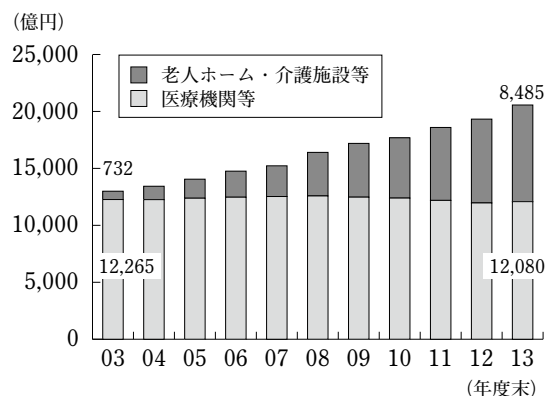
2013年度末の医療・福祉向け貸出先数は、前期比2.7%増の3万6,190先であった(図表2)。2003年度末と比較すると、34.0%の増加となり、残高・先数ともに順調な拡大がうかがわれる。

また、企業向け貸出先数に占める割合は、2003年度末の2.0%から2013年度末の3.1%まで高まっている。

2. 医療・福祉向け貸出残高の内訳

医療・福祉向け貸出残高の内訳をみると、

図表3 医療・福祉向け貸出残高の内訳



(備考) 老人ホーム・介護施設等は、医療・福祉向け貸出合計から、医療・保健衛生を差し引いて算出した。

医療機関等が微減(2003年度末:1兆2,265億円→2013年度末:1兆2,080億円)だったのに対し、老人ホーム・介護施設等は2003年度末の732億円から2013年度末には8,485億円と11.5倍に達した(図表3)。

3. 地区別の医療・福祉向け貸出

2013年度末の地区別の医療・福祉向け貸出残高は、南九州(前期比3.2%減)を除く10地区で前期を上回った(図表4)。

なかでも、中国が前期比16.5%増と大幅に

図表4 地区別の医療・福祉向け貸出残高の推移

(単位: 億円、%)

地区	03年度末	12年度末	13年度末	企業向け貸出に占める割合	03年度末比		12年度末比	
					増減率	増減額	増減率	増減額
北海道	1,067	1,232	1,275	7.3	19.4	207	3.4	42
東北	608	893	963	7.3	58.3	355	7.8	69
東京	1,269	1,922	2,052	2.3	61.7	783	6.7	130
関東	2,235	3,751	3,910	5.2	74.9	1,674	4.2	158
北陸	449	536	561	6.3	24.8	111	4.6	24
東海	3,404	4,595	4,940	6.1	45.1	1,535	7.5	344
近畿	2,516	4,036	4,299	4.8	70.8	1,782	6.5	262
中国	486	1,028	1,198	6.3	146.6	712	16.5	170
四国	202	360	379	6.5	87.1	176	5.1	18
九州北部	176	440	470	6.2	167.1	294	6.7	29
南九州	569	498	482	5.3	△ 15.1	△ 86	△ 3.2	△ 16
合計	12,997	19,326	20,565	4.9	58.2	7,567	6.4	1,239

(備考) 1. 他業態との合併等を考慮しない。
2. 沖縄県は合計に含む。

伸びたほか、東北（7.8%増）、東海（7.5%増）などの伸びが目立つ。

2003年度末からの増減をみると、九州北部が2.6倍、中国は2.4倍に急拡大している。そのほか8地区で2桁の伸びを示したが、南九州は15.1%の減少だった。

4. 信用金庫別の医療・福祉向け貸出

(1) 前期比増減

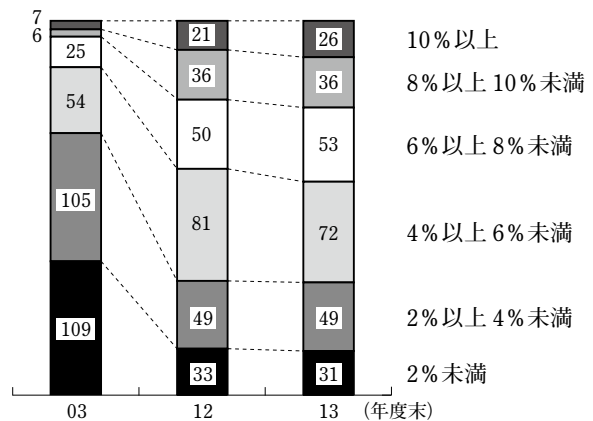
2013年度末の信用金庫別の医療・福祉向け貸出残高は、159金庫（構成比59.5%）で前期比増加、108金庫（40.4%）で前期を下回った。このうち10%以上増加は85金庫、10%以上減少は35金庫あった。

(2) 企業向け貸出に占める割合

2013年度末の企業向け貸出残高に占める医療・福祉向け貸出の割合をみると、①4%未満が80金庫（構成比29.9%）、②4%以上8%未満は125金庫（46.8%）、③8%以上は62金庫（23.2%）であった（図表5）。

2003年度末と比較すると、10%以上の金庫数が7金庫（構成比2.2%）から2013年度末には26金庫（9.7%）に増加した一方で、2%未満の金庫数は109金庫（35.6%）から31金庫（11.6%）に減少している。

図表5 企業向け貸出残高に占める医療・福祉向け貸出の割合（信用金庫別）



※医療・介護業界の動向等を詳しく知りたい場合は、信金中金月報2013年9月号「市場拡大が見込まれる医療・介護業界の特徴と動向－留意点と対応強化を図る信用金庫の取組み－」2014年4月号「一段と重要性を増す「地域医療」の視点－医療機関を取り巻く環境と病診連携の先進事例－」などを参照願います。

信用金庫の「個人による貸家業」向け貸出 (アパートローン)の動向

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席調査役
とね かずゆき
刀襦 和之

(ポイント)

- 全国信用金庫の2013年度末の「個人による貸家業」向け貸出(アパートローン)の残高は、前期比2.4%増の5兆5,872億円に達した。2009年度末と比べると7.9%増となり、貸出金に占める割合も8.6%に高まった。
- 地区別のアパートローン残高は、南九州、東京、近畿、東海などの7地区で前期を上回った。2009年度末との比較では、南九州、近畿、中国、東京の4地区が2桁の伸びを示した一方で、九州北部は2割超の減少であった。
- 預金規模別のアパートローン残高は、「700億円未満」など7階層で前期比増加した。預金規模別のアパートローン比率(貸出金に占めるアパートローンの割合)を比べると、「1兆5,000億円以上」の階層が10.4%と高い割合であった。
- 信用金庫別のアパートローン比率を2009年度末と2013年度末で比較すると、比率上昇が116金庫(構成比43.4%)、比率低下は147金庫(55.0%)となった。
- 信用金庫別のアパートローン比率は、①10%未満が199金庫(構成比74.5%)、②10%以上20%未満が53金庫(19.8%)、③20%以上は15金庫(5.6%)となった。

1. 全国信用金庫のアパートローン残高

(1) 残高の推移

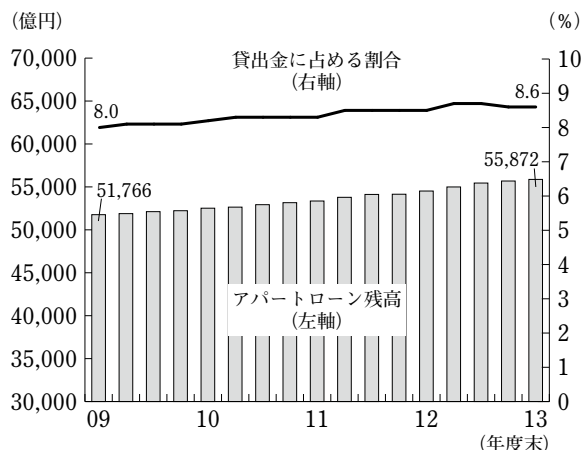
全国信用金庫の2013年度末の「個人による貸家業」向け貸出(アパートローン)の残高は、前期比1,352億円、2.4%増の5兆5,872億円となった(図表1)。2009年6月に統計を

開始したアパートローンは、2013年度末時点で不動産業向け貸出の4割を占める規模となっている。

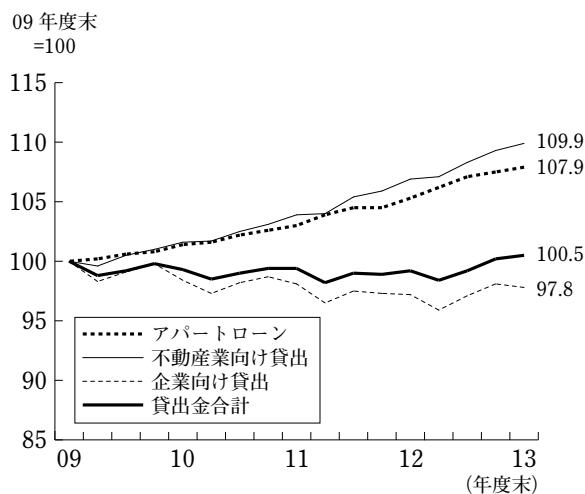
貸出金残高全体に占めるアパートローンの割合(アパートローン比率)は、2009年度末の8.0%から2013年度末には8.6%に上昇した。これは、卸売業(4.6%)と小売業(4.1%)

※本稿は、日本銀行『貸出先別貸出金』より作成している。なお、個人による貸家業は、企業向け貸出(不動産業)の一部である。

図表1 アパートローン残高の推移



図表2 業種別の貸出金残高 (指数) の推移



図表3 地区別のアパートローン残高の推移

(単位：億円、%)

地区	09年度末	12年度末	13年度末	09年度末比		12年度末比		アパートローン比率 (対貸出金合計)	(参考)	
				増減率	増減額	増減率	増減額		対企業向け貸出	対不動産向け貸出
北海道	2,802	2,819	2,810	0.2	7	△ 0.3	△ 8	9.2	16.0	48.5
東北	1,589	1,508	1,519	△ 4.3	△ 69	0.7	10	6.8	11.5	45.5
東京	14,120	15,083	15,689	11.1	1,569	4.0	606	13.1	17.9	39.0
関東	11,248	11,677	11,946	6.2	698	2.3	269	10.0	16.1	49.4
北陸	953	955	897	△ 5.8	△ 55	△ 6.0	△ 57	5.4	10.0	48.4
東海	10,359	10,786	11,109	7.2	749	2.9	322	8.2	13.8	52.4
近畿	6,591	7,341	7,568	14.8	976	3.0	227	5.6	8.5	29.7
中国	1,854	2,063	2,083	12.3	228	0.9	19	6.9	11.0	42.2
四国	749	782	768	2.5	19	△ 1.7	△ 13	7.6	13.3	52.5
九州北部	733	643	577	△ 21.2	△ 156	△ 10.2	△ 65	4.8	7.6	26.5
南九州	680	761	797	17.1	116	4.6	35	5.4	8.7	35.4
合計	51,766	54,519	55,872	7.9	4,106	2.4	1,352	8.6	13.5	41.9

(備考) 1. 図表4とも他業態との合併等を考慮しない。
2. 沖縄県は合計に含む。

を合算した計数とほぼ同規模である。

(2) 業種別貸出の推移

2009年度末を基準に業種別貸出金残高の推移をみると、2013年度末の企業向け貸出が97.8と伸び悩むなか、アパートローンは107.9となり、貸出金残高の積上げに貢献している(図表2)。

2. 地区別のアパートローン残高

2013年度末の地区別のアパートローン残

高は、南九州(前期比4.6%増)、東京(4.0%増)、近畿(3.0%増)、東海(2.9%増)などの7地区で前期比増加し、九州北部(10.2%減)、北陸(6.0%減)などの4地区で前期を下回った(図表3)。

2009年度末と比べると、南九州(17.1%増)、近畿(14.8%増)、中国(12.3%増)、東京(11.1%増)が高い伸びを示した。その一方で、九州北部は2割超の減少であった。

2013年度末のアパートローン比率を地区別にみると、東京が13.1%、関東が10.0%と

図表4 預金規模別のアパートローン残高の推移

(単位：億円、%)

預金規模	09年度末	12年度末	13年度末	09年度末対比		12年度末対比		アパートローン比率 (対貸出金合計)
				増減率	増減額	増減率	増減額	
1兆5,000億円以上	19,112	20,464	21,499	12.4	2,387	5.0	1,035	10.4
1兆円以上	6,352	6,684	6,689	5.2	336	0.0	4	9.9
7,000億円以上	6,590	6,805	6,947	5.4	356	2.0	141	7.9
5,000億円以上	6,044	6,058	6,017	△ 0.4	△ 26	△ 0.6	△ 40	7.2
3,000億円以上	6,436	7,085	7,180	11.5	744	1.3	95	7.6
2,000億円以上	3,438	3,604	3,673	6.8	235	1.9	69	8.0
1,500億円以上	1,655	1,759	1,752	5.8	96	△ 0.4	△ 7	7.2
1,000億円以上	1,722	1,617	1,648	△ 4.2	△ 73	1.9	31	6.6
700億円以上	291	234	222	△ 23.9	△ 69	△ 5.1	△ 12	2.2
700億円未満	120	206	240	100.3	120	16.8	34	8.5
合計	51,766	54,519	55,872	7.9	4,106	2.4	1,352	8.6

2桁に達した。一方、2009年度末比で高い伸びを示した近畿の比率は5.6%にとどまる。

なお、不動産業向け貸出に占めるアパートローンの割合をみると、四国の52.5%から九州北部の26.5%まで差がみられる。

3. 預金規模別のアパートローン残高

2013年度末の預金規模別のアパートローン残高は、「700億円未満」が前期比16.8%増となったほか、「1兆5,000億円以上」(5.0%増)など計7階層で前期を上回った(図表4)。

一方、「700億円以上1,000億円未満」「1,500億円以上2,000億円未満」「5,000億円以上7,000億円未満」の3階層は前期比減少した。

預金規模別のアパートローン比率をみると、「1兆5,000億円以上」の10.4%が最も高く、「1兆円以上1兆5,000億円未満」の9.9%、「700億円未満」の8.5%が続く。それに対し「700億円以上1,000億円未満」の階層は2.2%であった。

4. 信用金庫別のアパートローン残高

(1) 残高と先数の関係

2013年度末の信用金庫別のアパートローン残高および先数を2009年度末と比較すると、①残高・先数ともに増加(不変を含む)が113金庫(構成比42.3%)、②残高増加・先数減少は6金庫(2.2%)、③残高減少・先数増加は27金庫(10.1%)、④残高・先数ともに減少は121金庫(45.3%)であった(図表5)。

図表5 アパートローン残高と先数の関係
(2009年度末対2013年度末)

		残高			合計
		増加 (2倍以上)	増加 (2倍未満) ・不変	減少	
先数	増加 (2倍以上)	13 (4.8%)	7 (2.6%)	0 (0.0%)	20 (7.4%)
	増加 (2倍未満) ・不変	3 (1.1%)	90 (33.7%)	27 (10.1%)	120 (44.9%)
	減少	0 (0.0%)	6 (2.2%)	121 (45.3%)	127 (47.5%)
	合計	16 (5.9%)	103 (38.5%)	148 (55.4%)	267 (100.0%)

(備考) 2009年度末時点で取扱いがなく、2013年度末に先数・残高のある金庫は2倍未満の増加とする。

さらに残高・先数の増加した信用金庫のうち、ともに2倍以上の増加が13金庫、残高は2倍以上・先数は2倍未満の増加は3金庫、残高は2倍未満・先数は2倍以上の増加は7金庫であった。

(2) 比率の増減

2009年度末と2013年度末の信用金庫別のアパートローン比率を比べると、比率が上昇した信用金庫が116金庫（構成比43.4%）、比率が低下した信用金庫は147金庫（55.0%）となった（図表6、取扱いなしの4金庫を除く）。

このうち、比率が5ポイント以上伸びた信

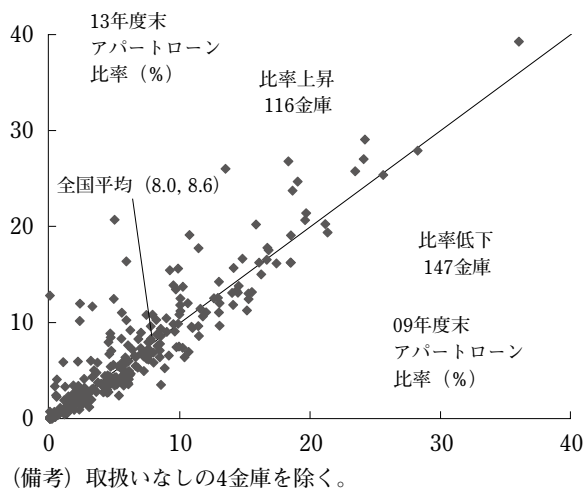
用金庫が16金庫、5ポイント以上低下した信用金庫が1金庫、それぞれあった。

(3) 比率の分布変化

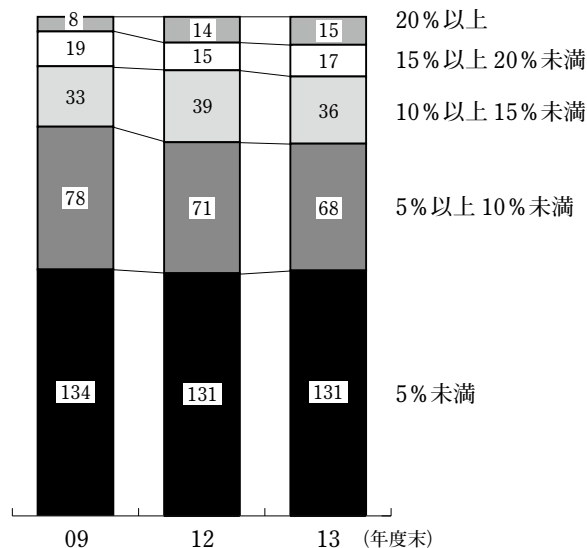
2013年度末の信用金庫別のアパートローン比率は、①10%未満が199金庫（構成比74.5%）、②10%以上20%未満が53金庫（19.8%）、③20%以上は15金庫（5.6%）となった（図表7）。

2009年度末と比べると、10%以上の信用金庫数が60金庫（構成比22.0%）から68金庫（25.4%）に増加しており、さらに20%以上が8金庫（2.9%）から15金庫（5.6%）に倍増した。

図表6 信用金庫別のアパートローン比率①
(2009年度末対2013年度末)



図表7 信用金庫別のアパートローン比率②



地域・中小企業関連経済金融日誌（2014年5月）

- 8日 ● 中小企業庁、「農商工等連携事業事例集」を公表 資料1
- 9日 ○ 経済産業省、大阪府中小企業信用保証協会および大阪市信用保証協会の合併を認可
- 12日 ● 中小企業庁、中小企業再生支援協議会等における保証債務の整理の支援手順を明確化し公表 資料2
- 13日 ○ 経済産業省、「消費税転嫁対策強化月間（平成26年3～4月）における取組状況」を公表
- 14日 ○ 総務省、「個人企業経済調査（動向編）平成26年1～3月期結果（速報）」を公表
- 22日 ● 中小企業庁、「平成26年度中小企業支援計画」を公表 資料3
- 23日 ○ 中小企業庁、「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査（4月書面調査）」の調査結果を公表
- 総務省、「個人企業経済調査（動向編）平成26年1～3月期結果（確報）及び平成25年度結果」を公表 資料4
- 総務省、今後の地方公会計の整備促進について公表 資料5
- 27日 ● 経済産業省、中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設することについて公表 資料6
- 30日 ○ 金融庁、「貸金業関連資料集」を更新
- 内閣府、「地域経済動向（平成26年5月）」を公表 資料7
- 厚生労働省、「信用金庫業」と「鑄造業」の「職業能力評価基準」を新たに策定、公表

※『地域・中小企業関連経済金融日誌』は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

（資料1）

中小企業庁、「農商工等連携事業事例集」を公表（5月8日）

中小企業庁は、農商工等連携事業計画の認定を受けた事業者の協力を得て、「農商工等連携事業事例集」を作成した。本事例集では、全国20の事例から認定事業者が農商工等連携事業に取り組んだきっかけや、取組みの概要、活用した支援策、得られた効果等について体験談を交えて紹介している。事例の地域別内訳は、北海道3、東北2、関東4、中部2、近畿3、中国1、四国1、九州4となっている。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2014/140508Noushokoujirei.htm> 参照)

(資料2)

中小企業庁、中小企業再生支援協議会等における保証債務の整理の支援手順を明確化し公表
(5月12日)

中小企業庁は、中小企業再生支援協議会等における「経営者保証に関するガイドライン」にもとづいた保証債務の整理の支援に係る手順を明確化するため、「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインにもとづく保証債務の整理手順」を策定、公表した。中小企業再生支援協議会等における保証債務の整理の支援業務における

- ①窓口相談の手順
- ②弁済計画策定支援の手順
- ③債権者（金融機関）との会議開催手順
- ④守秘義務 等 について定めている。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2014/140512saisei.htm> 参照)

(資料3)

中小企業庁、「平成26年度中小企業支援計画」を公表（5月22日）

「中小企業支援計画」は、国・都道府県等・中小機構が中小企業支援を実施する上で適切な役割分担と連携を図るべく、中小企業支援法にもとづき、毎年策定・公表されている。

中小企業・小規模事業者政策においては主に、①イノベーションの推進、②小規模事業者に光をあてた施策、③消費税転嫁対策、④被災地の復旧・復興の4つが直面する課題となっている。

そこで、2014年度計画においては、国は、よろず支援拠点設置、商工会・商工会議所による支援強化、認定支援機関制度の充実等の支援体制強化を図りつつ、2013年度補正・2014年度当初予算による支援施策を効果的に推進する。中小機構や都道府県等と、中小企業・小規模事業者政策を巡る課題を共有し、よろず支援拠点をはじめ地域の支援体制強化や事業実施・周知において十分な連携を図りながら、施策効果の最大化に努めるとしている。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2014/140522ShienKeikaku.htm> 参照)

(資料4)

総務省、「個人企業経済調査（動向編）平成26年1～3月期結果（確報）及び平成25年度結果」を公表（5月23日）

総務省は、2014年1～3月期における個人企業経済調査（動向編）結果（確報）を公表した。

今期（2014年1～3月期）の業況判断D.I.は△59.8で、前期（2013年10～12月期）（△60.4）に比べ、0.6ポイント改善している。

また、来期（2014年4～6月期）の業況見通しD.I.は△61.4となっており、今期の業況判断D.I.（△59.8）に比べると1.6ポイントの悪化を見込んでいる。

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei06_01000033.html 参照)

(資料5)

総務省、今後の地方公会計の整備促進について公表（5月23日）

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進」について公表した。地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、

- ①発生主義・複式簿記の導入、
- ②ICTを活用した固定資産台帳の整備、
- ③(地方公共団体間の) 比較可能性の確保

を進めていく。①により事業別や施設別の分析が、②により公共施設等のマネジメントの高度化が促されることが期待される。

2014年4月30日に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」報告書の中で統一的な基準が示された。総務省は、この基準を周知するとともに2015年1月頃までに具体的なマニュアルを作成し、原則として2015年度から2017年度までの3年間ですべての地方公共団体が本基準による財務書類等を作成するよう要請する予定である。

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000086.html 参照)

(資料6)

経済産業省、中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設することについて公表（5月27日）

経済産業省は、中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設することについて公表した。

中小企業・小規模事業者からの相談対応を担う既存の支援機関には機関ごと地域ごとに支援のレベル・質・専門分野、活動内容等のバラツキがあるなどの課題もあり、相談体制のさらなる整備が必要である。

このため、新たに「よろず支援拠点」を各都道府県に整備し、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応する。6月2日に40拠点を開設し、残り7拠点についても順次開設予定であるとしている。

「よろず支援拠点」の主な役割は、中小企業・小規模事業者の起業から安定までの各段階のニーズに応じて

- ①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、
- ②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、
- ③案件に応じた「的確な支援機関等の紹介」

といったきめ細かな対応を行うこととしている。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/network/2014/140527onestop.htm> 参照)

(資料7)

内閣府、「地域経済動向（平成26年5月）」を公表（5月30日）

内閣府は、2014年5月の地域経済動向を公表した。

前回調査（2014年2月）と比較して、全11地域で「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる」との文言が加えられるなどし、景況判断を下方修正した。

分野別にみると、鉱工業生産（沖縄は観光）は、沖縄で堅調に増加、九州で緩やかに増加の動きがみられた。個人消費は、「消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ」南関東、近畿、沖縄の3地域で弱めの動きがみられ、残る8地域では弱い動きとなっている。雇用情勢は、九州で改善しており、沖縄では厳しい状況にあるものの着実に改善している。残る9地域でも着実に改善している。

(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/chiiki/2014/0530chiiki/menu.html> 参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(5月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
14.5.1	内外金利・為替見通し	26-2	消費税増税で家計支出が落ち込む一方、輸出は徐々に回復へ	斎藤大紀 黒岩達也
14.5.8	金融調査情報	26-1	2013年度中の全国信用金庫主要勘定増減状況(速報) －預金の伸びは加速し、貸出金も増加に転じる－	間下聡
14.5.19	経済見通し	26-1	実質成長率は、14年度0.7%、15年度1.2%と予測 －消費税増税の影響で個人消費と住宅投資が減速－	角田匠

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
14.5.9	講演	地域市場システム論 「協同組織金融機関の意義」	小樽商科大学 (札幌信用金庫提供講義)	札幌信用金庫	助川徹
14.5.9	講演	環境変化に挑む！中小企業の経営事例	掛川法人会大須賀支部総会記念講演会	掛川信用金庫	鉢嶺実
14.5.16	講演	医療介護分野融資について	医療介護分野融資に関する勉強会	北群馬信用金庫	鉢嶺実
14.5.16	講演	日本経済の現状と展望	ビジネスクラブさんきょう勉強会	東京三協信用金庫	斎藤大紀
14.5.20	講演	環境変化に挑む！中小企業の経営事例	人吉地区法人会 通常総会記念公開講演会	熊本中央信用金庫	鉢嶺実
14.5.27	講演	グローバル化と経済 「中小企業の海外進出と信用金庫」	横浜市立大学	横浜市立大学	助川徹
14.5.29	講演	アベノミクスと消費税増税後の日本経済	経済講演会	白河信用金庫	角田匠
14.5.29	講演	補助金等を活用した営業推進について	補助金を活用した営業推進セミナー	信金中央金庫北陸支店	刀禰和之

統計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の主要勘定概況…………… 57
- (2) 信用金庫の店舗数、合併等…………… 59
- (3) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金…………… 60
- (4) 信用金庫の預金者別預金…………… 61
- (5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金…………… 62
- (6) 信用金庫の貸出先別貸出金…………… 63
- (7) 信用金庫の余裕資金運用状況…………… 64

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等…………… 65
- (2) 業態別貸出金…………… 66

統計資料の照会先：
信金中央金庫 地域・中小企業研究所
Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

- 1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 - 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 - 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数
 - 〔…〕 不詳または算出不能
 - 〔r〕 訂正数字
 - 〔-〕 該当計数なし
 - 〔*〕 1,000%以上の増加率
 - 〔b〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
 - 〔△〕 減少または負
 - 〔p〕 速報数字
 - 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbri.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の主要勘定概況

○預 金

3月の全国信用金庫の預金は月中3,103億円、0.2%減と、前年同月(4,296億円、0.3%減)と同様に減少した。

- ①要求払預金は、月中898億円、0.1%減と、前年同月(1,061億円、0.2%減)と同様に減少した。
- ②定期性預金は、月中3,949億円、0.4%減と、前年同月(5,055億円、0.6%減)と同様に減少した。
- ③外貨預金等は、月中1,745億円、78.5%増加した。

なお、2014年3月末の預金の前年同月比増減率は、2.5%増となった。

○貸出金

貸出金は、月中7,430億円、1.1%増と、前年同月(9,277億円、1.4%増)と同様に増加した。

- ①割引手形は、月中298億円、3.2%増と、前年同月(1,346億円、14.5%増)と同様に増加した。
- ②貸付金は、月中7,132億円、1.1%増と、前年同月(7,931億円、1.2%増)と同様に増加した。

なお、2014年3月末の貸出金の前年同月比増減率は、1.2%増となった。

○余資運用資産

余資運用資産は、月中1,258億円、0.1%減と、前年同月(5,402億円、0.7%減)と同様に減少した。

主な内訳をみると、預け金は、月中1兆543億円、3.4%減となった。

コールローンは、月中2,305億円、56.7%減となった。

有価証券は、外国証券(43億円減)、短期社債(179億円減)が減少したものの、国債(3,506億円増)、地方債(2,014億円増)、社債(2,320億円増)、株式(975億円増)等が増加したことから、月中9,400億円、2.4%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況 (2014年3月末)

(単位：百万円、%)

区 分	残 高	前月比増減		前年同月比 増 減 率	前 年 同 月		
		増 減 額	増 減 率		月中増減額	月中増減率	前年同月比 増 減 率
現 金 (小 切 手 ・ 手 形)	1,504,820 (156,467)	232,178 (61,499)	18.2 (64.7)	3.7 (△ 27.2)	200,155 (130,201)	16.0 (153.3)	△ 4.5 (△ 17.7)
預 け 金 (信 金 中 金 預 け 金) (譲 渡 性 預 け 金)	29,764,981 (22,798,981) (20,000)	△ 1,054,364 (△ 866,551) (△ 34,000)	△ 3.4 (△ 3.6) (△ 62.9)	7.8 (7.7) (△ 53.4)	△ 709,755 (△ 768,139) (△ 33,000)	△ 2.5 (△ 3.5) (△ 43.4)	4.2 (2.1) (22.8)
買 入 手 形	0	0	—	—	0	—	—
コ ー ル ロ ー ン	175,613	△ 230,583	△ 56.7	△ 37.3	△ 349,533	△ 55.4	△ 9.8
買 現 先 勘 定	0	0	—	—	0	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	0	—	—	0	—	—
買 入 金 銭 債 権	210,568	△ 2,320	△ 1.0	△ 39.7	△ 23,956	△ 6.4	6.2
金 銭 の 信 託	140,897	△ 10,400	△ 6.8	△ 29.9	△ 12,707	△ 5.9	4.0
商 品 有 価 証 券	3,291	△ 404	△ 10.9	△ 38.9	△ 336	△ 5.8	21.9
有 価 証 券	40,026,737	940,091	2.4	2.5	355,912	0.9	5.3
国 債	10,163,327	350,657	3.5	△ 3.9	138,595	1.3	2.3
地 方 債	8,032,424	201,483	2.5	10.6	156,795	2.2	12.3
短 期 社 債	3,999	△ 17,983	△ 81.8	△ 81.1	△ 30,773	△ 59.2	685.5
社 債	16,722,308	232,075	1.4	2.9	87,445	0.5	6.1
株 式	637,445	97,538	18.0	5.1	37,939	6.6	4.5
貸 付 信 託	1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
投 資 信 託	877,043	73,499	9.1	30.8	37,606	5.9	16.5
外 国 証 券	3,485,312	△ 4,344	△ 0.1	△ 2.3	△ 66,010	△ 1.8	△ 3.7
そ の 他 の 証 券	104,874	7,167	7.3	5.5	△ 5,683	△ 5.4	△ 0.4
小 計	71,826,909	△ 125,802	△ 0.1	4.2	△ 540,220	△ 0.7	4.6
貸 出 金 (月 中 平 残)	64,479,182 (63,805,981)	743,067 (224,361)	1.1 (0.3)	1.2 (1.3)	927,783 (357,297)	1.4 (0.5)	△ 0.1 (△ 0.3)
(うち金融機関貸付金)	(1,486,835)	(226,563)	(17.9)	(35.2)	(245,628)	(28.7)	(9.7)
割 引 手 形	934,408	29,816	3.2	△ 11.9	134,610	14.5	△ 7.5
貸 付 金	63,544,773	713,251	1.1	1.4	793,172	1.2	△ 0.0
手 形 貸 付	3,987,663	37,135	0.9	△ 2.3	29,286	0.7	△ 4.8
証 書 貸 付	56,834,366	540,042	0.9	1.7	660,997	1.1	0.3
当 座 貸 越	2,722,744	136,076	5.2	1.8	102,889	4.0	△ 0.8
預 金 ・ 積 金 (月 中 平 残)	128,060,227 (127,579,493)	△ 310,302 (△ 32,910)	△ 0.2 (△ 0.0)	2.5 (2.5)	△ 429,669 (△ 38,379)	△ 0.3 (△ 0.0)	1.8 (1.7)
要 求 払 預 金	45,912,509	△ 89,861	△ 0.1	4.9	△ 106,130	△ 0.2	3.5
当 座 預 金	2,845,727	446,776	18.6	0.0	594,339	26.4	1.8
普 通 預 金	40,790,438	△ 545,659	△ 1.3	4.7	△ 434,981	△ 1.1	4.0
貯 蓄 預 金	1,038,679	△ 9,683	△ 0.9	△ 3.1	△ 1,537	△ 0.1	△ 0.5
通 知 預 金	365,061	191,918	110.8	17.4	154,424	98.8	△ 17.6
別 段 預 金	838,990	△ 176,687	△ 17.3	48.5	△ 421,883	△ 42.7	2.6
納 税 準 備 預 金	33,612	3,475	11.5	1.1	3,508	11.8	△ 0.7
定 期 性 預 金	81,750,968	△ 394,955	△ 0.4	1.3	△ 505,581	△ 0.6	1.0
定 期 預 金	76,787,998	△ 385,017	△ 0.4	1.4	△ 472,646	△ 0.6	1.2
定 期 積 金	4,962,970	△ 9,938	△ 0.1	△ 0.3	△ 32,935	△ 0.6	△ 1.9
外 貨 預 金 等	396,749	174,515	78.5	△ 11.2	182,042	68.6	△ 2.5
実 質 預 金	127,903,759	△ 371,801	△ 0.2	2.6	△ 559,870	△ 0.4	1.9
譲 渡 性 預 金	58,087	△ 14,668	△ 20.1	13.7	△ 15,994	△ 23.8	2.4
借 用 金	918,580	115,808	14.4	50.9	84,889	16.2	10.1
預 貸 率	50.3						

純 資 産	7,492,812	621,264	9.0	1.5	640,003	9.4	8.2
出 資 金	809,759	156	0.0	0.0	△ 168	△ 0.0	0.3
普 通 出 資 金	635,394	156	0.0	△ 0.1	△ 168	△ 0.0	△ 0.0
優 先 出 資 金	174,365	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0	0	—	△ 100.0	2,000	—	△ 67.7
資 本 剰 余 金	86,691	0	0.0	1.1	0	0.0	0.6
資 本 準 備 金	86,691	0	0.0	1.1	0	0.0	0.6
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0	—	—	0	—	—
利 益 剰 余 金	5,859,790	39,588	0.6	3.0	872	0.0	1.7
利 益 準 備 金	457,530	0	0.0	2.5	0	0.0	1.8
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,402,259	39,588	0.7	3.0	872	0.0	1.7
特 別 積 立 金	5,163,926	42,079	0.8	2.8	△ 3,180	△ 0.0	1.3
繰 越 金	235,382	△ 504	△ 0.2	8.9	△ 343	△ 0.1	11.9
未 処 分 剰 余 金	2,949	△ 1,988	△ 40.2	△ 5.3	4,395	—	△ 15.7
処 分 未 済 持 分	△ 1,591	△ 719	—	—	△ 1,016	—	—
自 己 優 先 出 資	0	0	—	—	0	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0	0	—	—	0	—	—
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	579,859	581,134	—	△ 9.4	641,474	—	267.4
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,461	△ 104	—	—	△ 2,007	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	161,764	1,207	0.7	0.3	△ 1,153	△ 0.7	△ 0.0

(備考) 預貸率=貸出金/預金・積金×100 (預金には譲渡性預金を含む。)

1. (2) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店舗数				会員数	常勤役員	常勤役員数			合計
	本店 (信用金庫数)	支店	出張所	合計			職 員			
							男子	女子	計	
2010. 3	272	7,089	258	7,619	9,317,116	2,271	76,640	36,722	113,362	115,633
11. 3	271	7,052	261	7,584	9,318,325	2,258	75,867	37,835	113,702	115,960
12. 3	271	7,005	259	7,535	9,318,366	2,238	74,678	38,344	113,022	115,260
12. 6	271	7,006	257	7,534	9,322,161	2,242	76,271	40,532	116,803	119,045
9	271	6,999	257	7,527	9,316,044	2,242	75,422	39,874	115,296	117,538
12	270	6,986	253	7,509	9,317,924	2,237	74,824	39,409	114,233	116,470
13. 3	270	6,982	252	7,504	9,305,143	2,238	73,078	38,484	111,562	113,800
4	270	6,984	252	7,506	9,301,308	2,230	75,394	40,913	116,307	118,537
5	270	6,984	252	7,506	9,303,032	2,226	75,222	40,869	116,091	118,317
6	270	6,984	251	7,505	9,292,314	2,239	74,785	40,676	115,461	117,700
7	270	6,983	250	7,503	9,288,949	2,244	74,519	40,468	114,987	117,231
8	270	6,983	250	7,503	9,286,774	2,243	74,299	40,296	114,595	116,838
9	270	6,977	244	7,491	9,289,894	2,241	73,960	40,000	113,960	116,201
10	270	6,971	245	7,486	9,289,878	2,237	73,765	39,948	113,713	115,950
11	268	6,961	242	7,471	9,290,405	2,232	73,616	39,878	113,494	115,726
12	268	6,960	242	7,470	9,292,982	2,230	73,369	39,622	112,991	115,221
14. 1	268	6,953	242	7,463	9,293,399	2,227	73,135	39,461	112,596	114,823
2	267	6,950	240	7,457	9,294,820	2,228	72,936	39,323	112,259	114,487
3	267	6,946	238	7,451	9,282,698	2,220	71,801	38,504	110,305	112,525

信用金庫の合併等

年月日	異 動 金 庫 名				新金庫名	金庫数	異動の種類
2005年2月14日	北海	古平			北海	300	合併
2005年2月14日	阪奈	八光			大阪東	299	合併
2005年3月14日	(大分県信組)	杵築			(大分県信組)	298	合併・解散
2005年7月19日	仙台	塩竈			杜の都	297	合併
2005年10月17日	高鍋	西諸			高鍋	296	合併
2005年11月21日	新川水橋	滑川			にいかわ	295	合併
2005年11月21日	広島	大竹			広島	294	合併
2006年1月10日	多摩中央	八王子	太平		多摩	292	合併
2006年10月16日	三島	伊豆			三島	291	合併
2006年10月16日	愛媛	三津浜			愛媛	290	合併
2006年11月6日	島根中央	(出雲信組)			島根中央	290	合併
2007年1月9日	下関	津和野	宇部	吉南	西中国	287	合併
2007年10月9日	名寄	士別			北星	286	合併
2007年11月26日	かんら	ぐんま	多野		しののめ	284	合併
2008年1月15日	沼津	駿河			沼津	283	合併
2008年1月15日	きのくに	湯浅			きのくに	282	合併
2008年1月21日	伊達	(室蘭商工信組)			伊達	282	合併
2008年3月17日	鶴岡	酒田			鶴岡	281	合併
2008年5月19日	八戸	十和田			八戸	280	合併
2008年7月7日	盛岡	二戸			盛岡	279	合併
2009年2月16日	山形	(山形庶民信組)			山形	279	合併
2009年7月13日	羽後	秋田ふれあい			羽後	278	合併
2009年10月13日	西中国	岩国	(下関市職員信組)		西中国	277	合併
2009年11月9日	八戸	あおもり	下北		青い森	275	合併
2009年11月24日	北見	紋別			北見	274	合併
2010年1月12日	山口	萩			萩山口	273	合併
2010年2月15日	杵島	西九州			九州ひぜん	272	合併
2011年2月14日	富山	上市			富山	271	合併
2012年11月26日	東山口	防府			東山口	270	合併
2013年11月5日	大阪市	大阪東	大福		大阪シティ	268	合併
2014年1月6日	三浦藤沢				かながわ	268	名称変更
2014年2月24日	十三	摂津水都			北おおさか	267	合併

1. (3) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	1,173,806	1.6	388,510	0.9	780,139	2.0	5,157	4.8	1,171,806	1.6	470	△ 9.1
11. 3	1,197,465	2.0	401,123	3.2	790,761	1.3	5,580	8.1	1,195,493	2.0	525	11.6
12. 3	1,225,884	2.3	422,706	5.3	798,587	0.9	4,590	△ 17.7	1,223,269	2.3	498	△ 5.0
12. 6	1,247,750	2.0	434,583	3.7	810,227	1.0	2,940	5.1	1,246,141	1.9	898	22.3
9	1,250,281	2.1	435,526	4.2	811,835	1.1	2,919	△ 10.2	1,248,283	2.1	797	1.6
12	1,260,119	1.9	443,601	3.7	813,844	1.0	2,674	△ 8.0	1,258,165	1.9	772	2.4
13. 3	1,248,763	1.8	437,668	3.5	806,621	1.0	4,472	△ 2.5	1,246,612	1.9	510	2.4
4	1,262,871	1.6	450,147	3.0	810,183	0.9	2,539	△ 13.1	1,261,950	1.7	695	△ 7.7
5	1,257,518	1.8	442,596	3.5	812,369	1.0	2,552	△ 22.5	1,256,574	1.8	713	△ 15.0
6	1,273,930	2.0	453,738	4.4	817,451	0.8	2,740	△ 6.8	1,272,413	2.1	810	△ 9.8
7	1,268,196	2.1	444,568	4.5	821,055	0.9	2,572	△ 6.4	1,267,298	2.1	751	△ 16.3
8	1,273,900	2.3	449,513	4.8	821,900	1.0	2,486	△ 7.6	1,272,305	2.2	763	△ 16.6
9	1,278,023	2.2	454,329	4.3	821,146	1.1	2,547	△ 12.7	1,276,665	2.2	762	△ 4.4
10	1,276,569	2.3	455,975	4.8	818,213	1.1	2,380	△ 9.4	1,275,657	2.3	776	1.8
11	1,276,149	2.6	454,642	5.4	819,203	1.1	2,302	△ 11.2	1,274,614	2.5	867	2.1
12	1,291,363	2.4	465,786	5.0	823,239	1.1	2,337	△ 12.6	1,289,541	2.4	931	20.5
14. 1	1,278,479	2.4	451,838	4.7	824,275	1.3	2,366	△ 11.3	1,277,512	2.4	768	4.1
2	1,283,705	2.4	460,023	4.8	821,459	1.2	2,222	△ 16.2	1,282,755	2.4	727	8.5
3	1,280,602	2.5	459,125	4.9	817,509	1.3	3,967	△ 11.3	1,279,037	2.6	580	13.7

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの

地区別預金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	62,249	2.4	42,044	0.9	216,091	1.2	222,137	1.0	35,517	1.6	236,300	1.9
11. 3	63,609	2.1	42,455	0.9	219,358	1.5	225,747	1.6	35,885	1.0	242,861	2.7
12. 3	65,059	2.2	45,660	7.5	223,533	1.9	231,594	2.5	36,003	0.3	248,839	2.4
12. 6	66,532	1.1	47,683	4.8	226,892	1.8	235,597	1.9	36,505	△ 0.1	251,488	2.3
9	66,684	2.0	47,694	3.3	227,135	1.9	235,582	2.0	36,369	△ 0.1	253,256	2.8
12	67,731	1.0	48,113	3.2	228,584	1.8	237,655	1.6	36,225	△ 0.4	255,266	2.7
13. 3	66,143	1.6	47,624	4.3	226,917	1.5	234,385	1.2	35,710	△ 0.8	255,448	2.6
4	67,128	1.3	48,950	3.6	229,286	1.2	237,764	1.2	36,121	△ 0.6	256,380	2.4
5	66,682	1.5	48,701	3.6	228,663	1.5	236,166	1.3	35,972	△ 0.4	255,615	2.5
6	68,005	2.2	49,352	3.5	230,968	1.7	239,686	1.7	36,360	△ 0.3	258,739	2.8
7	67,414	2.3	49,174	3.8	229,699	1.8	238,549	1.9	36,134	△ 0.4	258,416	3.0
8	67,613	2.4	49,516	3.9	230,535	1.9	239,783	2.0	36,252	△ 0.4	259,605	3.2
9	68,191	2.2	49,587	3.9	230,924	1.6	240,109	1.9	36,146	△ 0.6	261,470	3.2
10	67,675	2.3	49,692	4.3	230,971	1.7	240,187	2.0	36,199	0.3	260,766	3.4
11	68,016	2.1	49,697	4.7	230,886	2.0	239,867	2.3	36,078	0.6	260,802	3.7
12	69,316	2.3	50,333	4.6	232,603	1.7	242,747	2.1	36,428	0.5	264,718	3.7
14. 1	67,508	2.0	49,691	4.1	230,634	1.7	240,279	2.1	36,065	0.5	262,800	3.7
2	67,508	1.9	50,046	3.1	231,775	1.9	241,248	2.1	36,188	0.5	263,888	3.7
3	67,534	2.1	49,575	4.0	230,689	1.6	240,157	2.4	36,007	0.8	264,641	3.5

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	236,386	2.5	53,671	0.1	23,230	3.8	20,001	0.7	24,785	1.3	1,173,806	1.6
11. 3	242,384	2.5	54,435	1.4	23,929	3.0	20,195	0.9	25,182	1.6	1,197,465	2.0
12. 3	247,833	2.2	55,002	1.0	24,656	3.0	20,595	1.9	25,619	1.7	1,225,884	2.3
12. 6	252,547	2.0	56,166	1.1	25,299	3.3	21,304	2.0	26,154	1.4	1,247,750	2.0
9	252,989	1.8	56,292	2.0	25,316	3.9	21,250	1.6	26,176	1.9	1,250,281	2.1
12	255,145	1.9	56,583	2.3	25,627	3.5	21,416	△ 0.0	26,279	0.0	1,260,119	1.9
13. 3	252,958	2.0	55,866	1.5	25,484	3.3	20,826	1.1	25,889	1.0	1,248,763	1.8
4	255,856	1.7	56,639	1.5	25,637	2.7	21,425	0.6	26,173	0.7	1,262,871	1.6
5	255,136	2.1	56,338	1.5	25,534	2.4	21,203	0.7	26,012	0.6	1,257,518	1.8
6	258,144	2.2	57,206	1.8	25,882	2.3	21,555	1.1	26,383	0.8	1,273,930	2.0
7	257,013	2.1	56,745	1.5	25,815	2.3	21,415	1.5	26,219	0.8	1,268,196	2.1
8	258,119	2.4	57,063	1.6	25,937	2.5	21,559	1.8	26,338	0.9	1,273,900	2.3
9	259,150	2.4	57,172	1.5	25,831	2.0	21,530	1.3	26,318	0.5	1,278,023	2.2
10	258,908	2.6	56,889	1.3	25,863	2.0	21,528	1.5	26,332	1.2	1,276,569	2.3
11	258,821	2.6	56,693	1.4	25,914	2.4	21,497	1.9	26,326	1.6	1,276,149	2.6
12	261,302	2.4	57,498	1.6	26,209	2.2	21,818	1.8	26,831	2.0	1,291,363	2.4
14. 1	259,374	2.5	56,651	1.1	26,054	2.3	21,471	1.6	26,418	1.9	1,278,479	2.4
2	260,239	2.4	57,123	1.3	26,133	2.3	21,565	1.7	26,450	2.2	1,283,705	2.4
3	259,990	2.7	56,857	1.7	26,047	2.2	21,144	1.5	26,376	1.8	1,280,602	2.5

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年 月 末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	1,173,805	1.6	960,208	1.6	281,284	1.7	678,066	1.6	847	8.9
11. 3	1,197,462	2.0	978,354	1.8	291,020	3.4	686,397	1.2	926	9.3
12. 3	1,225,883	2.3	998,543	2.0	306,106	5.1	691,494	0.7	933	0.7
12. 6	1,247,749	2.0	1,009,040	1.8	315,454	4.4	692,675	0.7	900	△ 0.1
9	1,250,272	2.1	1,006,847	1.9	311,314	4.4	694,620	0.8	903	△ 2.0
12	1,260,118	1.9	1,018,214	1.8	319,825	4.3	697,480	0.7	899	△ 1.8
13. 3	1,248,761	1.8	1,013,971	1.5	318,245	3.9	694,797	0.4	920	△ 1.4
4	1,262,869	1.6	1,020,782	1.3	325,766	3.5	694,145	0.3	861	△ 7.5
5	1,257,517	1.8	1,014,002	1.6	319,963	4.2	693,165	0.5	864	△ 6.6
6	1,273,929	2.0	1,025,469	1.6	329,439	4.4	695,127	0.3	893	△ 0.7
7	1,268,195	2.1	1,021,511	1.6	322,514	4.4	698,144	0.3	843	△ 7.1
8	1,273,899	2.3	1,028,299	1.7	328,869	4.8	698,585	0.4	835	△ 6.6
9	1,278,021	2.2	1,023,104	1.6	324,717	4.3	697,555	0.4	822	△ 8.9
10	1,276,567	2.3	1,028,793	1.6	332,529	4.6	695,437	0.3	817	△ 7.8
11	1,276,147	2.6	1,025,227	1.8	328,373	5.2	696,070	0.3	774	△ 13.3
12	1,291,362	2.4	1,036,537	1.7	334,999	4.7	700,785	0.4	743	△ 17.3
14. 1	1,278,477	2.4	1,031,014	1.8	329,017	4.7	701,217	0.5	771	△ 16.1
2	1,283,703	2.4	1,037,494	1.8	336,528	4.6	700,204	0.5	752	△ 19.7
3	1,280,600	2.5	1,031,824	1.7	332,167	4.3	698,904	0.5	743	△ 19.1

年 月 末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	179,509	0.8	94,976	△ 1.1	84,257	3.1	267	12.5	23,233	4.7
11. 3	181,934	1.3	96,853	1.9	84,723	0.5	349	30.5	25,841	11.2
12. 3	189,710	4.2	103,472	6.8	85,908	1.3	322	△ 7.6	26,732	3.4
12. 6	189,968	3.8	103,886	6.3	85,755	1.0	318	△ 13.6	38,288	△ 2.8
9	195,362	4.1	108,527	6.8	86,494	1.0	333	△ 11.3	37,027	△ 1.5
12	195,199	2.2	108,835	3.3	86,054	0.9	301	△ 12.2	36,102	2.4
13. 3	195,132	2.8	107,277	3.6	87,523	1.8	324	0.4	28,403	6.2
4	194,465	0.7	105,776	△ 0.7	88,373	2.4	308	△ 3.7	36,121	15.0
5	191,865	1.9	103,054	3.2	88,484	0.6	318	△ 2.1	40,443	6.7
6	196,997	3.6	108,781	4.7	87,861	2.4	347	9.1	40,633	6.1
7	191,888	4.0	103,525	5.5	88,013	2.2	341	2.8	43,691	7.1
8	195,000	6.3	106,395	9.8	88,253	2.4	344	6.7	40,262	△ 0.3
9	200,872	2.8	111,383	2.6	89,147	3.0	333	0.0	42,415	14.5
10	196,507	4.6	106,551	5.7	89,627	3.3	321	4.2	40,231	9.6
11	201,047	7.2	111,461	10.5	89,281	3.3	296	0.8	39,462	1.3
12	205,051	5.0	115,834	6.4	88,927	3.3	281	△ 6.6	38,864	7.6
14. 1	195,234	4.6	105,121	5.5	89,797	3.5	308	△ 3.0	41,445	8.5
2	195,681	5.1	105,580	6.7	89,796	3.2	296	△ 8.4	39,503	5.9
3	203,425	4.2	112,636	4.9	90,477	3.3	303	△ 6.3	33,989	19.6

年 月 末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率			
2010. 3	9,297	△ 0.7	13,154	9.9	778	△ 9.2	10,850	8.4	0	470
11. 3	10,311	10.8	14,471	10.0	1,055	35.6	11,329	4.4	0	525
12. 3	11,120	7.8	15,546	7.4	62	△ 94.0	10,892	△ 3.8	0	498
12. 6	13,974	△ 17.8	24,208	8.4	102	50.0	10,447	2.9	0	898
9	13,732	△ 15.8	23,197	9.3	95	37.9	11,030	1.0	0	797
12	13,313	△ 6.7	22,730	8.8	56	△ 4.6	10,598	3.1	0	772
13. 3	10,135	△ 8.8	18,211	17.1	52	△ 15.6	11,250	3.2	0	510
4	16,313	16.0	19,746	14.4	59	△ 20.4	11,496	7.4	0	695
5	17,730	△ 3.4	22,634	16.5	75	△ 18.2	11,202	△ 3.2	0	713
6	14,165	1.3	26,396	9.0	69	△ 32.1	10,825	3.6	0	810
7	16,764	2.9	26,843	9.9	81	△ 11.6	11,099	2.2	0	751
8	13,188	△ 20.0	27,008	13.1	63	△ 13.3	10,332	△ 2.8	0	763
9	16,033	16.7	26,363	13.6	16	△ 82.9	11,625	5.3	0	762
10	15,098	3.4	25,112	13.8	18	△ 54.8	11,031	3.5	0	776
11	13,583	△ 17.9	25,850	15.8	25	△ 58.1	10,406	△ 3.1	0	867
12	13,365	0.3	25,463	12.0	32	△ 43.5	10,904	2.8	0	931
14. 1	16,159	△ 0.7	25,251	15.7	32	△ 63.0	10,779	2.2	0	768
2	16,035	△ 1.7	23,455	12.1	10	△ 78.2	11,021	2.2	0	727
3	12,026	18.6	21,959	20.5	0	△ 100.0	11,357	0.9	0	580

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(3)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (5) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	641,574	△ 1.1	10,515	△ 19.1	631,059	△ 0.7	48,306	△ 10.5	553,842	0.3	28,911	△ 3.8
11. 3	637,550	△ 0.6	10,623	1.0	626,927	△ 0.6	45,356	△ 6.1	553,402	△ 0.0	28,168	△ 2.5
12. 3	637,888	0.0	11,473	8.0	626,414	△ 0.0	42,926	△ 5.3	556,522	0.5	26,965	△ 4.2
12. 6	630,589	△ 0.2	10,893	10.8	619,696	△ 0.4	39,426	△ 5.3	554,902	0.1	25,367	△ 4.0
9	635,222	△ 0.0	10,612	8.4	624,609	△ 0.2	40,799	△ 5.0	556,633	0.3	27,176	△ 3.3
12	634,877	△ 0.5	10,971	△ 6.5	623,906	△ 0.4	41,629	△ 4.7	555,575	△ 0.0	26,701	△ 2.2
13. 3	636,876	△ 0.1	10,612	△ 7.5	626,263	△ 0.0	40,848	△ 4.8	558,683	0.3	26,731	△ 0.8
4	628,896	△ 0.4	8,858	△ 19.2	620,037	△ 0.0	38,496	△ 4.9	556,442	0.3	25,098	△ 1.2
5	628,728	0.0	8,858	△ 8.7	619,870	0.1	37,254	△ 5.2	557,528	0.6	25,087	△ 2.0
6	631,590	0.1	9,897	△ 9.1	621,693	0.3	37,505	△ 4.8	559,255	0.7	24,932	△ 1.7
7	630,823	0.3	8,805	△ 8.1	622,017	0.5	37,796	△ 4.5	558,971	0.9	25,249	△ 1.2
8	632,871	0.6	9,669	4.0	623,202	0.6	38,121	△ 3.9	560,116	1.0	24,964	△ 2.2
9	636,973	0.2	8,838	△ 16.7	628,135	0.5	39,480	△ 3.2	561,238	0.8	27,416	0.8
10	634,326	0.8	8,705	△ 6.3	625,621	0.9	38,950	△ 2.8	561,141	1.3	25,529	△ 0.6
11	636,914	1.2	9,744	5.1	627,169	1.1	39,137	△ 2.6	562,517	1.5	25,514	△ 1.2
12	643,203	1.3	10,475	△ 4.5	632,727	1.4	40,521	△ 2.6	565,532	1.7	26,674	△ 0.1
14. 1	637,460	1.4	9,244	△ 3.5	628,216	1.5	39,532	△ 2.6	562,933	1.9	25,749	0.0
2	637,361	1.5	9,045	△ 2.3	628,315	1.6	39,505	△ 2.5	562,943	1.9	25,866	0.6
3	644,791	1.2	9,344	△ 11.9	635,447	1.4	39,876	△ 2.3	568,343	1.7	27,227	1.8

地区別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	北海道		東 北		東 京		関 東		北 陸		東 海	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	31,002	△ 2.4	22,908	△ 2.0	122,517	△ 2.0	119,524	△ 1.5	18,293	△ 1.8	127,512	△ 0.0
11. 3	30,572	△ 1.3	22,266	△ 2.7	120,147	△ 1.9	118,931	△ 0.4	17,638	△ 3.5	128,436	0.7
12. 3	30,445	△ 0.4	22,249	△ 0.0	119,147	△ 0.8	118,145	△ 0.6	17,215	△ 2.3	131,005	2.0
12. 6	29,326	△ 0.7	21,844	△ 0.5	118,144	△ 1.0	116,778	△ 0.8	16,961	△ 2.2	129,876	1.4
9	29,847	0.1	22,010	△ 1.0	118,475	△ 1.0	117,581	△ 0.5	16,927	△ 2.6	131,290	1.3
12	30,065	△ 0.8	21,989	△ 0.7	118,698	△ 1.0	117,512	△ 0.8	16,647	△ 3.7	131,160	0.7
13. 3	30,346	△ 0.3	22,042	△ 0.9	118,533	△ 0.5	117,810	△ 0.2	16,699	△ 2.9	132,174	0.8
4	29,459	△ 0.3	21,649	△ 1.1	117,552	△ 0.7	116,471	△ 0.5	16,508	△ 2.9	130,300	0.4
5	29,228	△ 0.2	21,625	△ 0.9	117,465	△ 0.3	116,536	0.0	16,537	△ 2.6	130,275	0.7
6	29,345	0.0	21,596	△ 1.1	118,232	0.0	116,835	0.0	16,508	△ 2.6	131,009	0.8
7	29,351	0.1	21,604	△ 0.9	118,130	0.3	116,738	0.2	16,473	△ 2.3	130,779	1.1
8	29,464	0.2	21,683	△ 0.7	118,314	0.7	117,091	0.5	16,459	△ 2.4	131,156	1.3
9	29,566	△ 0.9	21,799	△ 0.9	118,850	0.3	117,953	0.3	16,425	△ 2.9	132,482	0.9
10	29,542	△ 0.4	21,724	△ 0.7	118,706	0.9	117,573	0.9	16,279	△ 2.2	131,340	1.3
11	29,613	△ 0.2	21,822	△ 0.3	119,205	1.3	117,923	1.0	16,349	△ 1.6	131,805	1.6
12	30,094	0.0	22,017	0.1	120,008	1.1	119,007	1.2	16,436	△ 1.2	133,433	1.7
14. 1	29,448	0.2	21,826	0.1	119,131	1.2	118,024	1.3	16,274	△ 1.3	132,099	1.9
2	29,431	△ 0.0	21,801	0.1	118,994	1.2	117,971	1.3	16,244	△ 1.4	132,214	2.0
3	30,302	△ 0.1	22,117	0.3	119,691	0.9	119,181	1.1	16,441	△ 1.5	134,316	1.6

年 月 末	近 畿		中 国		四 国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	130,804	△ 0.1	30,417	△ 1.2	10,893	△ 1.1	12,096	△ 1.3	14,560	△ 1.6	641,574	△ 1.1
11. 3	131,324	0.3	30,178	△ 0.7	10,685	△ 1.9	11,862	△ 1.9	14,465	△ 0.6	637,550	△ 0.6
12. 3	131,895	0.4	30,055	△ 0.4	10,487	△ 1.8	11,874	0.0	14,310	△ 1.0	637,888	0.0
12. 6	130,850	0.1	29,472	△ 0.5	10,316	△ 2.8	11,732	△ 0.6	14,233	△ 0.2	630,589	△ 0.2
9	131,586	0.2	29,845	△ 0.0	10,368	△ 2.3	11,836	△ 0.5	14,394	0.2	635,222	△ 0.0
12	131,572	△ 0.3	29,607	△ 0.6	10,205	△ 3.1	11,831	△ 1.3	14,529	△ 0.4	634,877	△ 0.5
13. 3	131,931	0.0	29,911	△ 0.4	10,221	△ 2.5	11,722	△ 1.2	14,431	0.8	636,876	△ 0.1
4	130,735	△ 0.1	29,288	△ 0.8	10,068	△ 2.6	11,502	△ 1.9	14,342	1.0	628,896	△ 0.4
5	130,795	0.5	29,300	△ 0.3	10,057	△ 2.5	11,491	△ 1.3	14,380	1.2	628,728	0.0
6	131,739	0.6	29,302	△ 0.5	10,070	△ 2.3	11,563	△ 1.4	14,339	0.7	631,590	0.1
7	131,507	0.8	29,276	△ 0.5	10,050	△ 1.9	11,522	△ 1.1	14,337	0.6	630,823	0.3
8	132,224	1.4	29,394	△ 0.5	10,060	△ 2.0	11,591	△ 0.9	14,376	0.7	632,871	0.6
9	132,987	1.0	29,664	△ 0.6	10,086	△ 2.7	11,653	△ 1.5	14,443	0.3	636,973	0.2
10	132,694	1.8	29,339	△ 0.2	10,035	△ 2.0	11,581	△ 0.6	14,445	1.0	634,326	0.8
11	133,508	2.4	29,413	△ 0.1	10,035	△ 1.7	11,639	△ 0.3	14,532	0.9	636,914	1.2
12	134,779	2.4	29,653	0.1	10,058	△ 1.4	11,825	△ 0.0	14,817	1.9	643,203	1.3
14. 1	133,816	2.7	29,427	0.1	9,984	△ 1.6	11,706	0.3	14,654	1.9	637,460	1.4
2	133,742	2.8	29,565	0.6	9,982	△ 1.7	11,716	0.8	14,629	2.0	637,361	1.5
3	135,132	2.4	29,950	0.1	10,044	△ 1.7	11,841	1.0	14,699	1.8	644,791	1.2

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2010. 3	641,573	△ 1.1	100.0	420,924	△ 1.4	65.6	73,994	△ 4.6	11.5	54,659	△ 4.9	8.5
11. 3	637,546	△ 0.6	100.0	414,550	△ 1.5	65.0	71,219	△ 3.7	11.1	52,704	△ 3.5	8.2
12. 3	637,886	0.0	100.0	413,127	△ 0.3	64.7	69,475	△ 2.4	10.8	51,095	△ 3.0	8.0
12. 6	630,588	△ 0.2	100.0	406,569	△ 0.7	64.4	67,840	△ 2.9	10.7	48,722	△ 3.8	7.7
9	635,220	△ 0.0	100.0	410,716	△ 0.6	64.6	68,132	△ 3.3	10.7	49,633	△ 4.2	7.8
12	634,876	△ 0.5	100.0	409,898	△ 1.4	64.5	67,808	△ 4.5	10.6	49,849	△ 4.1	7.8
13. 3	636,874	△ 0.1	100.0	409,200	△ 0.9	64.2	66,469	△ 4.3	10.4	49,254	△ 3.6	7.7
6	631,589	0.1	100.0	403,779	△ 0.6	63.9	64,964	△ 4.2	10.2	46,877	△ 3.7	7.4
9	636,972	0.2	100.0	408,823	△ 0.4	64.1	65,076	△ 4.4	10.2	48,113	△ 3.0	7.5
12	643,202	1.3	100.0	413,187	0.8	64.2	65,553	△ 3.3	10.1	48,771	△ 2.1	7.5
14. 3	644,790	1.2	100.0	412,053	0.6	63.9	64,048	△ 3.6	9.9	48,105	△ 2.3	7.4

年 月 末	卸売業			小売業			不動産業			個人による 貸家業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2010. 3	32,413	△ 1.7	5.0	30,421	△ 4.3	4.7	121,003	2.8	18.8	51,766	—	8.0
11. 3	31,439	△ 3.0	4.9	29,390	△ 3.3	4.6	123,044	1.6	19.2	52,520	1.4	8.2
12. 3	30,997	△ 1.4	4.8	28,329	△ 3.6	4.4	125,807	2.2	19.7	53,357	1.5	8.3
12. 6	30,162	△ 2.8	4.7	27,740	△ 4.0	4.3	125,955	2.3	19.9	53,787	2.1	8.5
9	30,504	△ 3.2	4.8	27,868	△ 4.2	4.3	127,561	2.8	20.0	54,123	2.2	8.5
12	30,520	△ 4.3	4.8	27,824	△ 3.8	4.3	128,210	2.7	20.1	54,147	1.8	8.5
13. 3	29,793	△ 3.8	4.6	27,275	△ 3.7	4.2	129,357	2.8	20.3	54,519	2.1	8.5
6	29,111	△ 3.4	4.6	26,762	△ 3.5	4.2	129,669	2.9	20.5	54,994	2.2	8.7
9	29,509	△ 3.2	4.6	26,958	△ 3.2	4.2	131,102	2.7	20.5	55,449	2.4	8.7
12	29,878	△ 2.1	4.6	27,008	△ 2.9	4.1	132,279	3.1	20.5	55,686	2.8	8.6
14. 3	29,067	△ 2.4	4.5	26,549	△ 2.6	4.1	133,085	2.8	20.6	55,872	2.4	8.6

年 月 末	飲食業			宿泊業			医療・福祉			物品賃貸業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2010. 3	10,377	0.9	1.6	7,144	△ 2.2	1.1	17,196	4.8	2.6	3,202	1.3	0.4
11. 3	10,042	△ 3.2	1.5	6,750	△ 5.5	1.0	17,687	2.8	2.7	3,078	△ 3.8	0.4
12. 3	9,655	△ 3.8	1.5	6,466	△ 4.2	1.0	18,594	5.1	2.9	3,001	△ 2.5	0.4
12. 6	9,537	△ 4.5	1.5	6,410	△ 5.3	1.0	18,601	5.0	2.9	2,903	△ 3.3	0.4
9	9,456	△ 4.9	1.4	6,374	△ 5.1	1.0	18,775	5.4	2.9	2,920	△ 4.0	0.4
12	9,350	△ 5.2	1.4	6,320	△ 4.7	0.9	19,213	6.1	3.0	2,882	△ 4.7	0.4
13. 3	9,142	△ 5.3	1.4	6,142	△ 5.0	0.9	19,326	3.9	3.0	2,906	△ 3.1	0.4
6	9,025	△ 5.3	1.4	6,150	△ 4.0	0.9	19,176	3.0	3.0	2,857	△ 1.5	0.4
9	8,974	△ 5.1	1.4	6,075	△ 4.6	0.9	19,637	4.5	3.0	2,877	△ 1.4	0.4
12	8,955	△ 4.2	1.3	6,069	△ 3.9	0.9	20,215	5.2	3.1	2,842	△ 1.3	0.4
14. 3	8,806	△ 3.6	1.3	5,888	△ 4.1	0.9	20,565	6.4	3.1	2,857	△ 1.6	0.4

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸			地方公共団体			個人			住宅ローン		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2010. 3	0	...	0.0	36,815	11.9	5.7	183,833	△ 2.5	28.6	148,755	△ 0.6	23.1
11. 3	0	...	0.0	40,814	10.8	6.4	182,182	△ 0.8	28.5	149,240	0.3	23.4
12. 3	0	...	0.0	42,638	4.4	6.6	182,121	△ 0.0	28.5	150,810	1.0	23.6
12. 6	0	...	0.0	42,500	3.9	6.7	181,517	0.0	28.7	150,925	1.1	23.9
9	0	...	0.0	42,349	5.3	6.6	182,154	0.1	28.6	151,416	1.1	23.8
12	0	...	0.0	42,521	4.4	6.6	182,456	0.3	28.7	152,239	1.0	23.9
13. 3	0	...	0.0	45,157	5.9	7.0	182,516	0.2	28.6	152,154	0.8	23.8
6	2	...	0.0	45,550	7.1	7.2	182,259	0.4	28.8	152,338	0.9	24.1
9	11	...	0.0	44,862	5.9	7.0	183,285	0.6	28.7	153,038	1.0	24.0
12	15	...	0.0	45,844	7.8	7.1	184,169	0.9	28.6	154,078	1.2	23.9
14. 3	21	...	0.0	47,662	5.5	7.3	185,074	1.4	28.7	154,610	1.6	23.9

- (備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(5)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
 2. 2009年6月の日本銀行「業種別貸出金調査表」の分類変更に伴い、不動産業の内訳として「個人による貸家業」が新設された。
 3. 2009年6月のサービス業(各種サービス)の更新停止に伴い、「飲食業」、「宿泊業」、「医療・福祉」、「物品賃貸業」を掲載
 4. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先勘定	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭 債権	金銭の信託	商 品 有価証券
			うち信金中金預け金							
2010. 3	15,872	227,793 (6.2)	190,076 (4.8)	0	3,768	0	150	3,090	1,657	51
11. 3	16,187	258,109 (13.3)	208,325 (9.6)	0	1,631	0	59	2,839	1,898	52
12. 3	15,189	264,639 (2.5)	207,198 (△ 0.5)	0	3,109	0	0	3,289	1,932	44
12. 6	13,563	293,794 (4.7)	228,487 (0.9)	0	5,602	0	0	4,068	2,188	51
9	13,923	284,696 (1.0)	220,622 (△ 0.7)	0	5,210	0	0	3,792	2,202	58
12	14,157	284,392 (2.7)	221,554 (0.5)	0	6,713	0	0	4,365	2,164	63
13. 3	14,501	275,885 (4.2)	211,611 (2.1)	0	2,804	0	0	3,493	2,010	53
4	13,919	294,171 (1.4)	228,950 (0.4)	0	4,499	0	0	3,147	2,283	68
5	13,178	281,582 (△ 0.7)	222,827 (△ 0.7)	0	4,595	0	0	2,836	2,280	96
6	13,301	294,582 (0.2)	229,333 (0.3)	0	4,646	0	0	2,768	2,285	95
7	13,615	291,311 (0.7)	228,507 (0.6)	0	4,565	0	0	2,422	2,241	77
8	13,673	297,642 (4.1)	232,170 (4.7)	0	4,810	0	0	2,297	2,229	74
9	14,008	304,340 (6.9)	233,142 (5.6)	0	3,927	0	0	2,221	1,394	50
10	12,743	306,816 (8.0)	237,899 (8.2)	0	5,413	0	0	2,181	1,378	41
11	13,699	302,161 (8.3)	236,520 (9.5)	0	4,099	0	0	2,128	1,351	44
12	15,703	305,121 (7.2)	237,192 (7.0)	0	4,969	0	0	2,140	1,570	51
14. 1	13,652	302,052 (8.7)	235,832 (8.5)	0	4,394	0	0	2,086	1,524	39
2	12,726	308,193 (8.9)	236,655 (7.9)	0	4,061	0	0	2,128	1,512	36
3	15,048	297,649 (7.8)	227,989 (7.7)	0	1,756	0	0	2,105	1,408	32

年月末	有価証券	国債			短期社債	社債			株 式
		国債	地方債	公社公団債		金融債	その他		
2010. 3	343,384 (5.9)	104,547 (7.2)	47,258	21	137,250 (6.0)	45,377	33,622	58,250	6,773
11. 3	344,224 (0.2)	96,241 (△ 7.9)	56,047	21	140,598 (2.4)	48,772	30,269	61,556	6,099
12. 3	370,593 (7.6)	103,325 (7.3)	64,594	26	153,025 (8.8)	54,977	32,015	66,033	5,798
12. 6	364,930 (4.3)	94,702 (0.4)	64,796	159	153,688 (6.3)	55,406	32,087	66,195	6,658
9	373,445 (6.7)	99,351 (10.2)	66,758	113	156,187 (5.9)	56,324	32,213	67,649	6,515
12	382,292 (5.9)	102,736 (6.7)	69,189	434	159,520 (6.4)	57,970	32,048	69,501	6,117
13. 3	390,414 (5.3)	105,777 (2.3)	72,574	211	162,413 (6.1)	60,758	32,407	69,247	6,061
4	384,415 (5.9)	104,617 (9.1)	71,489	339	160,521 (5.4)	59,712	32,413	68,394	5,466
5	394,389 (8.5)	111,597 (18.1)	72,709	317	162,235 (5.6)	61,380	32,340	68,515	5,413
6	395,807 (8.4)	111,107 (17.3)	73,926	352	162,399 (5.6)	61,944	32,185	68,269	5,553
7	393,064 (7.6)	107,432 (14.4)	74,238	332	163,580 (6.0)	62,684	32,108	68,786	5,346
8	390,267 (4.4)	104,102 (5.1)	74,662	272	163,749 (4.6)	63,076	32,031	68,641	5,394
9	386,416 (3.4)	101,855 (2.5)	74,750	169	162,595 (4.1)	62,783	31,630	68,180	5,274
10	384,748 (1.7)	98,636 (△ 2.1)	75,453	209	163,261 (3.2)	63,048	31,525	68,687	5,295
11	388,025 (2.4)	99,284 (△ 0.8)	76,403	219	164,544 (3.3)	63,999	31,608	68,935	5,226
12	391,833 (2.4)	101,600 (△ 1.1)	77,292	189	164,531 (3.1)	64,537	31,472	68,522	5,225
14. 1	390,539 (1.2)	99,307 (△ 5.0)	77,569	224	164,426 (2.3)	64,837	31,383	68,205	5,312
2	390,866 (1.0)	98,126 (△ 6.0)	78,309	219	164,902 (2.0)	65,597	31,325	67,979	5,399
3	400,267 (2.5)	101,633 (△ 3.9)	80,324	39	167,223 (2.9)	67,465	31,391	68,366	6,374

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)／預金	預証率	(B)／預金	(B)／(A)
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証 券							
2010. 3	0	6,037	40,327	1,167	595,768 (5.8)	190,076	54.6	50.7	29.2	16.1	31.9
11. 3	0	5,664	38,470	1,080	625,003 (4.9)	208,325	53.2	52.1	28.7	17.3	33.3
12. 3	0	5,747	37,077	998	658,798 (5.4)	207,198	52.0	53.7	30.2	16.8	31.4
12. 6	0	6,644	37,225	1,055	684,199 (4.5)	228,487	50.5	54.7	29.2	18.2	33.3
9	0	6,726	36,761	1,030	683,329 (4.6)	220,622	50.7	54.6	29.8	17.6	32.2
12	0	6,468	36,775	1,049	694,150 (4.5)	221,554	50.3	55.0	30.3	17.5	31.9
13. 3	0	6,701	35,679	993	689,163 (4.6)	211,611	50.9	55.1	31.2	16.9	30.7
4	0	5,856	35,094	1,029	702,506 (3.7)	228,950	49.7	55.5	30.4	18.1	32.5
5	0	5,865	35,213	1,035	698,960 (4.0)	222,827	49.9	55.5	31.3	17.7	31.8
6	0	6,232	35,201	1,034	713,487 (4.2)	229,333	49.5	55.9	31.0	17.9	32.1
7	0	6,249	34,839	1,044	707,297 (4.2)	228,507	49.7	55.7	30.9	18.0	32.3
8	0	6,492	34,543	1,051	710,995 (4.1)	232,170	49.6	55.7	30.6	18.2	32.6
9	0	6,552	34,194	1,022	712,359 (4.2)	233,142	49.8	55.7	30.2	18.2	32.7
10	0	6,801	34,071	1,019	713,322 (4.0)	237,899	49.6	55.8	30.1	18.6	33.3
11	0	6,752	34,572	1,022	711,510 (4.2)	236,520	49.8	55.7	30.3	18.5	33.2
12	0	7,069	34,911	1,011	721,390 (3.9)	237,192	49.7	55.8	30.3	18.3	32.8
14. 1	0	7,566	35,133	999	714,290 (3.7)	235,832	49.8	55.8	30.5	18.4	33.0
2	0	8,035	34,896	977	719,527 (3.5)	236,655	49.6	56.0	30.4	18.4	32.8
3	0	8,770	34,853	1,048	718,269 (4.2)	227,989	50.3	56.0	31.2	17.7	31.7

- (備考) 1. () 内は前年同月比増減率
2. 預貸率=貸出金／預金×100(%)、預証率=有価証券／預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)
3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む。)		大手銀行 (債券、信託を含む。)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2010. 3	1,173,806	1.6	7,802,379	1.4	5,162,528	0.6	3,186,534	1.7	2,633,256	2.2	2,072,150	3.4
11. 3	1,197,465	2.0	7,932,679	1.6	5,232,214	1.3	3,292,961	3.3	2,742,676	4.1	2,124,424	2.5
12. 3	1,225,884	2.3	8,036,527	1.3	5,232,263	0.0	3,328,132	1.0	2,758,508	0.5	2,207,560	3.9
12. 6	1,247,750	2.0	7,951,473	1.2	5,137,278	0.6	3,296,732	2.2	2,727,744	2.1	2,215,090	2.3
9	1,250,281	2.1	7,958,868	1.7	5,153,130	1.1	3,313,797	2.6	2,741,975	2.7	2,211,659	3.0
12	1,260,119	1.9	7,970,104	1.4	5,140,822	0.9	3,322,499	2.6	2,740,965	2.5	2,230,610	2.8
13. 3	1,248,763	1.8	8,258,985	2.7	5,376,279	2.7	3,447,339	3.5	2,856,615	3.5	2,282,459	3.3
4	1,262,871	1.6	8,208,888	3.0	5,328,560	3.2	3,442,399	4.7	2,844,244	4.3	2,279,933	3.2
5	1,257,518	1.8	8,245,979	3.4	5,375,641	3.5	3,474,228	4.8	2,872,017	4.3	2,272,525	3.7
6	1,273,930	2.0	8,273,479	4.0	5,361,224	4.3	3,457,887	4.8	2,856,093	4.7	2,305,310	4.0
7	1,268,196	2.1	8,211,814	3.9	5,329,493	4.0	3,429,237	4.6	2,820,634	4.0	2,280,308	4.2
8	1,273,900	2.3	8,207,722	4.0	5,310,960	4.0	3,409,578	4.5	2,801,076	4.0	2,291,522	4.5
9	1,278,023	2.2	8,288,778	4.1	5,382,192	4.4	3,471,939	4.7	2,858,995	4.2	2,298,025	3.9
10	1,276,569	2.3	8,230,135	4.4	5,345,494	4.8	3,429,274	4.6	2,817,089	4.1	2,279,349	3.9
11	1,276,149	2.6	8,280,276	4.3	5,376,721	4.5	3,457,169	4.7	2,837,682	4.0	2,295,494	4.3
12	1,291,363	2.4	8,333,639	4.5	5,392,743	4.9	3,477,373	4.6	2,848,588	3.9	2,324,220	4.1
14. 1	1,278,479	2.4	8,313,083	4.6	5,406,738	5.1	3,482,222	4.6	2,856,167	4.1	2,298,510	3.8
2	1,283,705	2.4	8,324,455	4.1	5,409,991	4.6	3,481,159	4.1	2,855,414	3.6	2,304,572	3.5
3	1,280,602	2.5	8,531,287	3.2	5,559,296	3.4	3,566,570	3.4	2,942,030	2.9	2,356,986	3.2

年月末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2010. 3	567,701	1.1	1,757,977	△ 0.9	10,734,162	1.0
11. 3	576,041	1.4	1,746,532	△ 0.6	10,876,676	1.3
12. 3	596,704	3.5	1,756,353	0.5	11,018,764	1.3
12. 6	599,105	2.4	1,767,281	0.3	10,966,504	1.1
9	594,079	1.4	1,757,967	0.5	10,967,116	1.5
12	598,672	1.0	1,769,113	0.4	10,999,336	1.3
13. 3	600,247	0.5	1,760,961	0.2	11,268,709	2.2
4	600,395	0.5	—	—	—	—
5	597,813	1.1	—	—	—	—
6	606,945	1.3	1,773,057	0.3	11,320,466	3.2
7	602,013	1.5	—	—	—	—
8	605,240	1.9	—	—	—	—
9	608,561	2.4	1,764,497	0.3	11,331,298	3.3
10	605,292	2.8	—	—	—	—
11	608,061	3.3	—	—	—	—
12	616,676	3.0	1,776,298	0.4	11,401,300	3.6
14. 1	607,835	2.9	—	—	—	—
2	609,892	2.7	—	—	—	—
3	615,005	2.4	1,766,127	0.2	11,578,016	2.7

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出した。

2. (2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	都市銀行	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		
2010. 3	641,574	△ 1.1	2,293,569	△ 4.1	1,846,180	△ 5.4	1,547,663	0.0	434,891	△ 0.2	4,917,697	△ 2.1
11. 3	637,550	△ 0.6	2,238,025	△ 2.4	1,794,237	△ 2.8	1,574,727	1.7	438,766	0.8	4,889,068	△ 0.5
12. 3	637,888	0.0	2,239,295	0.0	1,798,636	0.2	1,616,955	2.6	446,643	1.7	4,940,781	1.0
12. 6	630,589	△ 0.2	2,212,770	0.7	1,771,611	0.4	1,610,013	3.1	442,894	1.9	4,896,266	1.5
9	635,222	△ 0.0	2,225,869	0.3	1,773,213	△ 0.0	1,639,475	3.6	444,411	1.0	4,944,977	1.4
12	634,877	△ 0.5	2,241,589	1.0	1,784,657	△ 0.0	1,650,575	3.3	446,074	0.8	4,973,115	1.5
13. 3	636,876	△ 0.1	2,293,271	2.4	1,822,721	1.3	1,669,855	3.2	451,585	1.1	5,051,587	2.2
4	628,896	△ 0.4	2,268,182	2.5	1,800,676	1.2	1,650,104	2.9	444,206	0.7	4,991,388	2.1
5	628,728	0.0	2,263,210	3.0	1,796,095	1.7	1,657,459	3.5	444,268	1.1	4,993,665	2.6
6	631,590	0.1	2,288,139	3.4	1,821,122	2.7	1,663,720	3.3	447,000	0.9	5,030,449	2.7
7	630,823	0.3	2,285,455	3.9	1,822,392	3.4	1,666,524	3.5	446,051	0.9	5,028,853	3.0
8	632,871	0.6	2,285,061	4.4	1,824,740	4.4	1,673,653	3.5	446,496	1.1	5,038,081	3.3
9	636,973	0.2	2,309,314	3.7	1,838,212	3.6	1,686,153	2.8	452,808	1.8	5,085,248	2.8
10	634,326	0.8	2,284,523	3.4	1,821,217	3.4	1,680,100	3.3	448,860	2.3	5,047,809	2.9
11	636,914	1.2	2,300,519	4.0	1,835,085	4.1	1,690,012	3.7	451,196	2.7	5,078,641	3.4
12	643,203	1.3	2,326,948	3.8	1,854,165	3.8	1,707,608	3.4	456,790	2.4	5,134,549	3.2
14. 1	637,460	1.4	2,316,801	3.6	1,848,451	3.7	1,699,734	3.4	452,687	2.5	5,106,682	3.1
2	637,361	1.5	2,313,019	2.6	1,844,242	2.5	1,703,495	3.5	453,231	2.6	5,107,106	2.7
3	644,791	1.2	2,348,972	2.4	1,865,822	2.3	1,721,433	3.0	461,995	2.3	5,177,191	2.4

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報
海外ビジネス支援
- 論文募集

【URL】

<http://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2014年(平成26年)7月1日 発行

2014年7月号 第13巻 第8号(通巻500号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫